

## 平成24年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

### 第1 監査結果の報告

平成24年度に係る定期監査の結果については、平成25年9月3日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（平成25年9月3日付け北海道公報第2511号で公表）した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

#### 1 一般会計及び特別会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置																		
<b>1 不適切な会計処理を行っていたもの</b>																			
<b>(1) 保健福祉部及び5総合振興局等</b>																			
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p><b>ア</b> 北海道特定不妊治療費補助金において、年度内に申請され受理したものについては、当該年度の補助金として交付決定を行わなければならないが、予算管理を適切に行わなかったことに起因し配当予算が不足したため、交付決定を行う各総合振興局等に対し、翌年度に申請を受理したこととするよう指示した結果、翌年度の補助金として交付決定を行っているものが、10総合振興局等で96件、1,382万6,991円あった。</p> <p>なお、上記のうち、空知総合振興局ほか4総合振興局等は当該部局の監査において、次のとおり指摘事項としたものであり、その他5総合振興局等は、保健福祉部の監査において確認したものである。（保健福祉部） 〔保健福祉部の監査において確認したもの〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（部局名）</th> <th style="text-align: left;">（事項数）</th> <th style="text-align: left;">（金 額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>7件</td> <td>1,040,387円</td> </tr> <tr> <td>日高振興局</td> <td>1件</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>14件</td> <td>2,069,490円</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>12件</td> <td>1,714,041円</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>7件</td> <td>914,719円</td> </tr> </tbody> </table>	（部局名）	（事項数）	（金 額）	後志総合振興局	7件	1,040,387円	日高振興局	1件	150,000円	上川総合振興局	14件	2,069,490円	オホーツク総合振興局	12件	1,714,041円	釧路総合振興局	7件	914,719円	<p>北海道特定不妊治療費補助金の予算の管理に当たっては、随時、申請状況等を確認して必要な予算額を確保するとともに、補助金交付事務については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
（部局名）	（事項数）	（金 額）																	
後志総合振興局	7件	1,040,387円																	
日高振興局	1件	150,000円																	
上川総合振興局	14件	2,069,490円																	
オホーツク総合振興局	12件	1,714,041円																	
釧路総合振興局	7件	914,719円																	
<p><b>イ</b> 北海道特定不妊治療費補助金の執行において、平成24年度内に申請され受理を行ったものについては、平成24年度の補助金として、交付決定を行わなければならないが、配当予算がないことを理由として平成25年度に受理を行ったとする受理印を押印するなどして、平成25年度の予算により、交付決定を行っているものがあった。</p> <p>〔各部局の監査において指摘事項としたもの〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（部局名）</th> <th style="text-align: left;">（事項数）</th> <th style="text-align: left;">（金 額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>4件</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局</td> <td>23件</td> <td>3,325,974円</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>23件</td> <td>3,338,522円</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>4件</td> <td>523,858円</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局</td> <td>1件</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	（部局名）	（事項数）	（金 額）	空知総合振興局	4件	600,000円	石狩振興局	23件	3,325,974円	胆振総合振興局	23件	3,338,522円	渡島総合振興局	4件	523,858円	檜山振興局	1件	150,000円	<p>北海道特定不妊治療費補助金の執行に当たっては、所管部等へ適切な予算管理に基づく予算配当を要望するとともに、補助金交付事務については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
（部局名）	（事項数）	（金 額）																	
空知総合振興局	4件	600,000円																	
石狩振興局	23件	3,325,974円																	
胆振総合振興局	23件	3,338,522円																	
渡島総合振興局	4件	523,858円																	
檜山振興局	1件	150,000円																	

<p><b>(2) 建設部</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  物品購入、役務の提供、会場借上などの契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、135件、155万5,900円、未払のものが、75件、413万4,410円、計210件、569万310円の不適切な事務処理があった。</p>	<p>物品購入、役務の提供、会場借上などの契約に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(3) 日高教育局</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  <b>ア</b> 自動車の賃貸借契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、5件、78万7,500円あった。  また、年度当初に自動車の賃貸借契約を5年間の長期継続契約で予定していたが、事務処理を怠り5月分から11月分までを1箇月単位で借り上げたため、不経済な支出となっているものが、7箇月分、39万9,525円相当あった。</p>	<p>賃貸借契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ</b> 物品運送の単価契約において、あらかじめ契約を締結して業務を行わせなければならないが、契約を締結せずに業務を行わせ、契約書を遡及して作成しているものがあった。  また、契約を締結していない期間に行わせた運送代の支払を遅延したものが、5件、13万2,803円あった。</p>	<p>物品運送に係る単価契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(4) 浜頓別高等学校</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  物品購入、修繕等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書等を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成23年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、21件、8万7,210円、これを行い契約はしているものの、支出が遅延しているものなどが、12件、73万8,429円、計33件、82万5,639円の不適切な事務処理があった。  なお、その内訳は、次のとおり。  ① 決定書を作成せずに契約し、私費で支払っているもの 17件 60,653円  ② 見積金額より低い金額で決定書を作成し、その差額を私費で支払っているもの 2件 2,409円  ③ 決定書を作成せずに修繕工事を発注し、事後において修繕物品を購入したとして決定書を作成しているもの 1件 5,670円  ④ 決定書を作成せずに発注し、年度を超えて決定書を作成しているもの 1件 18,478円</p>	<p>物品購入、修繕等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書等を作成するとともに、契約・検査・支払時において、決定書等の内容確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>⑤ 支出が遅延しているもの 11件 483,279円</p> <p>⑥ 適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方に請求書の請求年月日の書換えを指示し、再度請求書を提出させているもの 1件 255,150円</p> <p>さらに、物品の購入において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書の所定の欄に検査年月日を記載し、実際に検査を行った検査員が記名、押印することとされているが、事実と異なる日付を記載しているものがあった。</p>	
<p><b>(5) 礼文高等学校</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書等を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成23年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、5件、19万4,090円、決定書等の作成などは行っているものの、支出が遅延しているものや請求書を再提出させているものなどが、平成22年度から平成24年度までの期間において、60件、60万1,367円、計65件、79万5,457円の不適切な事務処理があった。</p> <p>なお、その内訳は、次のとおり。</p> <p>① 決定書を作成せずに契約し、私費で支払っているもの 5件 194,090円</p> <p>② 支出が遅延しているもの 18件 331,993円</p> <p>③ 適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方に請求書の再提出を指示し、再度請求書を提出させているもの 7件 40,874円</p> <p>④ 契約の相手方に対し、請求書の請求年月日を未記入にすることなどを指示しているもの 31件 157,059円</p> <p>⑤ 納品書が添付されていないもの 2件 890円</p> <p>⑥ 請求年月日の記載のない請求書に、収受印が押印されていないもの 2件 70,551円</p>	<p>物品購入、役務の提供等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成し、支払時において、決定書の内容確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>2 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>(1) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 旅費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>旅費の執行において、旅行日程の短縮と旅費の経済性を考慮し、早期予約割引による安価な料金の航空機利用を予定した用務日程としていたが、旅行命令及び航空機の予約を適期に行わなかったことから、当該割引の適用を受けることができず、割高な料金の航空機を利用したため、不経済な支出となっている</p>	<p>旅費の執行に当たっては、航空機の割引運賃の適用を含めた経済的な行程について、業務内容及び旅行者の健康管理面も十分留意の上、適期に旅行命令を発し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>ものがあった。</p>	
<p><b>イ 需用費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  (7) 需用費の執行において、定期刊物として日刊紙を購入しているが、購入に当たっては、購入目的、部数等を検討の上、必要最小限とし、必要性については随時見直しを行うこととされているが、十分な検討や見直しを行わず購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、22万6,800円あった。  (後志教育局)</p>	<p>需用費の執行に当たっては、目的、必要性、数量等を十分に検討し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 洗車機に係る電力会社との電気供給契約において、洗車機の設置場所を変更したことに伴い、使用しなくなる変更前の洗車機用の低電圧供給契約を廃止する必要があったが、これを行わず電気料金を支払っていたことから、不経済な支出となっているものが、1件、12万7,764円あった。  (根室振興局)</p>	<p>電力会社との電気供給契約に当たっては、その必要性を十分検討の上、経済的な執行に努めます。  なお、当該低電圧供給契約は、廃止しました。</p>
<p>(7) パソコンの修繕に係る需用費の執行において、入替えが予定されているパソコンが故障した際、代替可能な遊休パソコンの有無などの確認を十分に行わず修繕したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7万350円あった。  (胆振総合振興局)</p>	<p>パソコンの修繕に係る需用費の執行に当たっては、機種更新計画、代替可能な遊休パソコンの有無を十分把握の上、経済的な執行に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 道路等の照明ランプに係る電力会社との電気供給契約において、道路照明ランプを消費電力の少ない規格のものに交換した際は、電気供給契約の契約容量を変更しなければならないが、契約容量の変更を行わず電気料金を支払っているものや、契約容量の変更手続は行っているが、手続後の契約容量の確認を行わず電気料金を支払っているものがあったことから、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>道路等の照明ランプに係る電力会社との電気供給契約に当たっては、関係法令等を遵守し、照明ランプの交換等により電力供給契約の変更が生じた場合は、関係課において変更した契約内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。  なお、過払いとなっていた電気料金については、返納の処理をしました。</p>
<p>(4) 受験票用紙の購入において、使用期限があるにもかかわらず必要以上に購入したことから、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>受験票用紙の購入に当たっては、受験者数を把握し、必要枚数を精査した上、必要最小限の用紙を購入していくよう努めます。</p>
<p><b>ウ 役務費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  役務費の執行において、一括して物品の託送業務単価契約を締結しているが、当該契約を利用することが可能であったにもかかわらず、契約業者とは別の業者に託送を依頼したことから、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>託送業務単価契約に係る役務費の執行に当たっては、契約を利用する場合の留意事項について周知を図り、契約の内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>エ 委託料</b></p>	
<p>《指導事項》  (7) 委託料の概算払については、提出された事業計画書や資金収支計画書などを勘案し適切な時期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せずに概算払を行ったことから、受託者において遊休資金が生じているものがあった。</p>	<p>委託料の概算払に当たっては、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握の上、遊休資金が生じることのないよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託料の概算払において、適切な時期に必要な金額を支払うべきところ、遊休資金の生じる資金収支計画を認め、これに基づき委託料の概算払を行ったことから、受託者において計画以上の遊休資金が生じているものがあった。</p>	<p>委託料の概算払に当たっては、資金収支計画について受託者と十分な計画協議を行うとともに、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握の上、遊休資金が生じることのないよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 道立学校ボイラー等管理委託業務の執行において、6月から9月の間は特定期間として、原則、ボイラーの運転業務を不要としているほか、夏期間と冬期間では業務の時間が異なっているため、業務量の実績に合わせて委託料の支出を行う必要があるが、毎月の支出額が定額払いとなっているものがあった。</p>	<p>道立学校ボイラー等管理委託業務に係る委託料の支出に当たっては、積算額に基づき契約金額を按分することにより、毎月の支払額を「業務量に応じた金額」とするよう改善しました。</p>
<p><b>オ 使用料及び賃借料</b></p>	
<p>《指導事項》  (7) 日本放送協会との放送受信契約において、同一敷地内に設置した受信機の放送受信料については、原則、1件を除外した残りのそれぞれについて、その半額を減じて支払う契約とすることが可能であったが、これを行わず放送受信料を支払っていたことから、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>日本放送協会の放送受信料の支出に当たっては、関係法令等に基づき適切な事務処理を行うとともに、関係規約等を十分確認の上、経済的な執行に努めます。</p>
<p>(4) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行において、会議の開催準備が不十分であったため、会議の開催を中止したにもかかわらず、使用しない会場の使用料を支払っていたことから、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行に当たっては、会議の開催準備に要する期間を十分勘案の上、日程を決定し、不経済な支出とならないよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p><b>カ 負担金、補助及び交付金</b></p>	
<p>《指導事項》  子育て支援対策事業費補助金の執行において、冷房を目的とするエアコンの設置を冬期間に行う事業を補助の対象としているものがあった。</p>	<p>子育て支援対策事業費補助金の交付事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な時期に交付決定ができるよう早期の予算配当について所管部等と協議を行い、適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>《検討事項》</b>          障害者自立支援対策推進費補助金の執行において、法定耐用年数を大きく超えた中古備品の購入経費を補助対象経費として、補助金を交付しているものがあるが、取得価格の妥当性や補助の有効性等が明らかとなっていないことから、中古備品の購入を補助対象事業とする場合の制度のあり方について、検討する必要がある。          (保健福祉部に対する検討事項)</p>	<p>障害者自立支援対策推進費補助金の執行に当たっては、事業の実施に際し、中古備品を補助対象経費とする場合、製造年や使用による劣化状況及び残存価格等の現状を適切に確認するなど、補助事業の適正性を担保する取扱いを定めました。</p>
<p><b>(2) 契約に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 委託契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>          (7) 清掃業務委託契約において、積算基準で定めた一般管理费率等を特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことから予定価格が過大となり、結果として最低制限価格を高く設定したため、落札者とすべき者を失格としたことにより、契約金額が割高となっているものが、1件、47万2,500円あった。          (近代美術館)</p>	<p>委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 電話交換設備保守点検業務委託において、点検の必要性が認められない庁舎内すべての電話機の点検を業務に含めたため、不経済な支出となっているものが、1件、31万5,000円相当あった。          (釧路総合振興局)</p>	<p>業務委託契約に当たっては、業務内容を十分に検討し、経済的な予算執行に努めるなど、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 養護学校の一般廃棄物収集運搬処理業務において、ゴミストッカーを設置し、塵芥収集車により収集運搬する方法が可能であるにもかかわらず、専用回収箱を設置させ、クレーン車を用いて当該箱ごと回収する方法によっていたため、不経済な支出となっているものが、1件、9万7,400円相当あった。          (檜山教育局)</p>	<p>一般廃棄物収集運搬処理業務に当たっては、実情を踏まえた、より経済的な収集運搬方法に改善しました。</p>
<p>(イ) 庁舎清掃業務委託契約において、日常的に使用していないシャワー室等を毎日清掃することとしているなど、業務内容が使用実態と乖離しているため、不経済な支出となっているものが、1件、9万300円相当あった。          (原子力環境センター)</p>	<p>庁舎清掃業務委託の執行に当たっては、使用実態を踏まえた契約内容とするなど業務の実施方法を十分精査の上、経済的な予算執行に努めるなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>          (7) 農協経営健全化支援システムに係る運用保守委託業務の執行において、積算上、年間の保守点検の回数を計66回としていたが、実績報告書では、計37回で運用保守業務を完了しており、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあった。</p>	<p>農協経営健全化支援システムに係る運用保守業務の執行に当たっては、システム診断の実績を踏まえ、適切な積算に努めます。</p>

<p>(イ) 委託契約において、積算基準で定めた一般管理費率等を特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことから、契約金額が割高となっているものがあつた。</p>	<p>委託料の積算に当たっては、関係通達等による積算方法により、適正な事務処理に努めるとともに、最低値以外の率を用いて積算する場合には、その理由を明確にします。</p>
<p>(ウ) 庁舎等清掃業務委託契約において、積算基準で定めた一般管理費率等を特段の理由もなく最低値を用いず積算したことや清掃をする必要のない室を含めたことから、契約金額が割高となっているものがあつた。</p>	<p>委託料の積算に当たっては、関係通達等による積算方法により、適正な事務処理に努めるとともに、最低値以外の率を用いて積算する場合には、その理由を明確にします。</p>
<p>(エ) 海岸保全区域附帯施設点検整備委託業務において、毎月の点検調査で不良箇所が生じていることが継続して報告されていたが、長期間改修、調整等の措置を講じておらず、委託に係る成果を活用していないものがあつた。</p>	<p>点検整備委託業務に係る点検調査で報告された不良箇所に当たっては、予算配当部局とも連携しながら、改修、調整等の措置を講ずるよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 自家用電気工作物保安業務委託において、月次点検で補修整備を要するとの報告を受託者から受けていたが長期間補修の措置を講じておらず、委託に係る成果を活用していないものがあつた。</p>	<p>自家用電気工作物保安業務の点検報告において、補修を要するものは早期改善を図り、学校施設の適切な管理に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b> 道立学校警備業務委託の執行において、警備業務は週休日等に部活動や講習等で校舎を使用する際の学校管理を行うことを主な目的として実施しているが、部活動等が行われていない週休日等についても警備業務が行われているほか、警備が開始される前に部活動が行われているものや警備が終了した後まで部活動が行われているものなど、警備業務の必要性等が明らかとなっていないことから、委託業務の適切な執行方法等について、検討する必要がある。（教育庁に対する検討事項）</p>	<p>道立学校警備業務委託の執行に当たっては、生徒等の登校がない週休日等には有人警備を実施しないなど、警備業務の必要性を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ その他の契約</b></p>	
<p><b>《検討事項》</b> (7) 公用車のリース契約において、耐用年数6年の車両を3年リースにより新車に更新しているが、同一の車両を6年間リースする場合と比較すると、予定価格の総額は過大となると認められることから、公用車の借上げに当たっては、年間の走行距離等を勘案の上、借上期間の妥当性や再リースの可否等について、検討する必要がある。（総務部に対する検討事項）</p>	<p>公用車の借上げに当たっては、関係法令等を遵守するとともに、使用目的や使用予定期間、耐用年数、年間の走行距離、走行状況等を勘案の上、借上期間の妥当性や再借上げの可否などを十分考慮するよう、各部局及び各任命権者に通知しました。</p>
<p>(イ) 耕地出張所等に係る用地借上料の執行において、借受先である市町からの請求金額のみに基づいて契約を締結しており、算定根拠や減免の可否等について確認を行っていないものがあることから、適切な借上料</p>	<p>耕地出張所等に係る用地借上料の執行に当たっては、適切な執行に努めるよう指導し、総合振興局及び振興局では関係する市町に敷地借上料の算定根拠を確認するとともに、減免規定等の</p>

<p>の決定について、検討する必要がある。 (農政部に対する検討事項)</p>	<p>有無とその適用に関し、協議を行いました。</p>
<p>(ウ) 固定電話料金については、各学校毎に一括請求が行われているが、各教育局における一括請求方式に変更することにより、基本料がさらに割引かれることから、適切な支出方法について、検討する必要がある。 (教育庁に対する検討事項)</p>	<p>固定電話料金の支出に当たっては、東日本電信電話株式会社で実施している複数回線の一括請求による基本料の割引について、各教育局における一括請求方式に変更しました。</p>
<p><b>(3) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 公有財産</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、インターネットを利用した売却や大規模画地を戸建用に分筆した売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。 ・平成24年度処分面積（公宅跡地売却等） 50,675㎡ ・平成25年3月末未利用地面積 …… 2,759,564㎡</p>	<p>未利用地のうち、利用見込みのない土地については、これまで、民間有識者等からの意見を踏まえ、インターネットを利用した売却など、さまざまな取組を進めてきたところです。 今後も引き続き、効果的な売却推進策を執り進めるとともに、建物付き売却等も含めて、購買者ニーズに即応した情報提供に努め、一般競争入札等による成約率の向上を図るなど、遊休資産の処分促進に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b> (7) 知事部局が所管する職員公宅については、「職員公宅ストック活用計画」や「職員公宅のあり方について」を策定し、その削減や有効活用などに取り組んでいるが、職員数の減少や建物の老朽化などに伴い、入居停止や空き室となっているものが相当数あり、これらの中には、落雪による物損事故が発生しているものや廃屋状態であるため防犯上の措置が必要と考えられるものもある。 「職員公宅ストック活用計画」においては、処分について検討を要する職員公宅は868戸となっており、今後もその増加が予想されるが、平成24年度における処分戸数は64戸に止まり、必ずしもその処分は進んでいない状況にあることから、建物の状態や地域事情を踏まえ、建物とその敷地の一体的な処分や建物の解体により生じる土地の処分の促進などについて、検討する必要がある。 (総務部に対する検討事項)</p>	<p>職員公宅については、「職員公宅ストック活用計画」に基づき公宅数の適切な管理や有効活用に取り組んでいるところであり、今後も引き続き職員数等の動向を見極めながら、積極的に集約化を図り、空き室の解消に努めます。 また、入居停止となった公宅については、「解体処分すべきもの」、又は「建物付き売却処分が可能なもの」など、公宅の状態（老朽度等）に応じた処分方策を検討し、その中で「建物付き処分が可能」な公宅については当該公宅の現況をまとめた資料を作成するなどして、公宅所在市町村等に対し情報提供を図り、売却の促進に努めます。 なお、入居停止となった公宅の処分までの管理に当たっては、目張り等による防犯対策や雪止めの設置による落雪対策等の措置を講じ、適切な管理に努めます。</p>
<p>(イ) 教育庁が所管する教職員住宅については、少子化に伴う道立学校の統廃合や教職員の減少により、多数の住宅が入居停止や未入居の状況にあり、市町村立学校教員等への貸与や市町村への譲渡など、未入居住宅の解消に努めているが、教職員住宅の有効活</p>	<p>教職員住宅については、全道の教職員住宅を地区別建築年度別に分け、教職員住宅の有効活用の観点から計画的な長期修繕計画の作成や、入居が見込みない教職員住宅の処分の方策を策定することとし、本年度は昨年度の入居</p>



<p>用の方策や処分等に関する方針を策定するなど、今後の教職員住宅のあり方について、検討する必要がある。 (教育庁に対する検討事項)</p>	<p>状況等の分析を行い、教職員住宅のあり方について「基本方針」を策定し、その後、「整理計画」(年次計画)を順次策定することとしました。</p>
<p><b>イ 物品</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 物品の管理において、資材搬送などのため貨物自動車を配置しているが、数年間にわたり使用する日数や時間数が少ない運行実態であることや他の車両の代替が可能であったにもかかわらず、当該車両の管理換などを検討することなく定期検査を行ったことから、不経済な支出となっているものが、1台、8万4,590円あった。(苫小牧高等技術専門学院)</p>	<p>車両の管理に当たっては、運行実態と経費を十分精査し、不経済な執行とならないよう、適正な事務処理に努めます。 なお、貨物自動車については、管理換を含めた検討を行った結果、教材車として使用している貨物自動車が老朽化し訓練に支障が出ていることから、当該貨物自動車を抹消登録手続き後、組換えし教材車として訓練に活用しています。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 物品の購入において、当該購入の必要数量について十分検討せずに購入したことから、未使用となった物品が生じ、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>物品の購入に当たっては、購入時期及び必要数量を十分検討の上、適切な購入に努めるとともに経済的な執行に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b> 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業の執行において、自走型散水機を長期継続契約により借り上げているが、同散水機は事業開始時に購入することも可能であり、購入する場合と比較し、借上料が1,578万円相当、不経済となっていると認められることから、今後、散水機を新たに導入する場合にあっては、借上料と購入費の経費の比較を行うなど、適切な調達方法について、検討する必要がある。 (農政部に対する検討事項)</p>	<p>畑地かんがい推進モデルほ場設置事業において、新たに散水機を導入する場合に当たっては、より経済的、効率的な導入が可能となるよう、購入も含めた導入方法及び管理方法の選択、判断手法について検討手法を定め、総合振興局及び振興局に通知しました。</p>
<p><b>(4) 工事(技術)に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 計画</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> 河川改修工事等において、掘削した土砂を流用して築堤を計画するに当たり、堤体材料は締め固めの効果を十分に発揮するために、最大粒径が10~15cm以下で、細粒分の土粒子が15%以上であるものを選定して用いることが望ましいため、堤体材料の選定における事前の土質調査を十分に行う必要があるが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>築堤工事の材料選定に当たっては、設計要領等を十分理解するよう関係職員を指導するとともに、事前に土質調査を十分行い、適切な材料選定に努めます。</p>
<p><b>イ 設計</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> (7) 農地整備工事において、用水路を改修す</p>	<p>工事の設計に当たっては、施設の能</p>

<p>る設計に当たり、水路の幅を改修前と同じ上幅が1.8mのコンクリート製水路で設計しているが、流下能力が確保できて、より経済的な1.7m幅のコンクリート製水路で設計が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>力を十分確認した上で、効率的・経済的な方法を検討し採用するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(イ) 道路改良工事において、橋梁下部工の基礎杭の設計に当たり、荷重条件により、右岸側の橋台については、直径1.0mの杭を8本使用する設計としていたが、直径1.2mの杭を6本使用することにより、経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の設計に当たっては、設計施工内容を十分に確認した上で、経済的な方法を検討し採用するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(ウ) 草地整備工事において、電気牧柵の主力柱の設計変更に当たり、概数とした主力柱の本数は、草地整地後の平面形状や起伏状況を十分確認して決定しなければならないが、十分な確認を行わず決定したことから、必要以上の本数で設計変更を行い、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>電気牧柵の主力柱本数の設計変更（概数確定）に当たっては、技術検討会において隔障物設置に関する確認要件を定め、草地整備後の地形条件を十分に確認して決定するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p><b>ウ 積算</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  (ア) 治山工事において、抑止杭<sup>注)</sup>の積算に当たり、仮設足場を設置、撤去する施工費は、施工現場までの搬入路が急なため、ホイール型クレーンの使用が不可能なことから、人力施工による歩掛りで積算していたが、やぐらの設置、撤去で計上しているクローラ型クレーンにより施工する歩掛りで積算することが可能であり、設計金額が過大となっているものがあつた。  注) 抑止杭とは、地下深くの堅固な地盤と表層土塊をつなぎ、地すべり地を固定する杭のこと。</p>	<p>治山工事の積算に当たっては、積算の内容を十分確認の上、より経済的な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 防雪柵工事において、基礎ブロックの積算に当たり、全数を現場打ちコンクリート基礎として積算していたが、防寒費を計上した基礎ブロックについては、防寒費を必要としない工場製品とすることで経済的な積算が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工時期等の条件を十分考慮するとともに、審査において条件等の確認を徹底し、より経済的な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(ウ) 道路工事において、歩道の路面排水工の積算に当たり、公園などが隣接して車両の出入りがない箇所の排水溝の蓋は、輪荷重が作用しない場所に用いる蓋の単価で積算しなければならないが、輪荷重が作用する蓋の単価で積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。  また、歩道下部の縦断排水工の積算に当たり、管種を鉄筋コンクリート管としてい</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件を十分確認の上、より経済的な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>

<p>たが、コンクリート基礎を不要とするコンクリート高圧管を用いることで経済的な積算が可能となることから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	
<p>(I) 道路防災工事において、崩落が懸念される斜面の岩塊を除去するに当たり、小割りした岩塊を斜面運搬用のモノレールで下方へ運搬する積算としていたが、仮設昇降階段を使用した人力運搬が可能であり、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件を十分把握し、的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p><b>3 収入確保の観点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>(1) 収入未済額が1億円以上となっているもの</b></p>	
<p><b>【道税収入】</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による一斉催告の実施や共同訪問徴収などによる徴収対策の強化、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の積極的な差押えを実施するなど、徴収対策の強化に努めたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。  道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、適正、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に即した、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。  (総務部)  ・収入未済額 19,106,378千円</p>	<p>道税の収入未済金については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税を重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。  具体的には、個人道民税については、特別徴収の拡大に向けた取組の強化をはじめ、市町村への道職員の派遣、道と市町村による一斉催告の実施や共同徴収を強化するほか、市町村から市町村の管外に転出した滞納者に係る徴収金を道が引き受ける徴収嘱託制度の実施対象市町村を拡充するなど、市町村との連携に一層努めるとともに、自動車税については、納税催告を効果的に行うほか、預貯金や給与等の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組みます。  また、新たな滞納の発生防止についても、引き続き、道税広報の充実強化や納期内納税の推進に努めます。</p>
<p><b>【税外諸収入】</b></p>	
<p><b>ア 母子福祉貸付金収入等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金に係る貸付金収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、一部の収入金においては、夜間催告などの滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済</p>	<p>母子福祉貸付金等の収入未済金については、過年度未収金の一部について外部委託を実施するなどの取組を進めてきたところですが、収入未済額が多額であることから、徴収強化月間を設けての滞納者への督促、戸別訪問、口座振替による納入の推進や支払能力に</p>

<p>額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (保健福祉部)</p> <p>・収入未済額 2,755,251千円</p>	<p>応じた分割納入の措置、連帯保証人等を含めた滞納者の周辺調査などの取組の強化を進め、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>イ 中小企業高度化資金貸付金収入等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、延滞債権に係る管理回収業務の外部委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっており、債務者に対する状況把握等が行われていないものがあるなど改善が必要な事項もあることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (経済部)</p> <p>・収入未済額 9,309,189千円</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済金については、従来の収入の確保の取組に加え、債権管理簿の整備や、債務者の最新の所在地や相続関係を確認するため、関係市町村への照会等により実態の把握に努めているところです。</p> <p>また、平成20年度に取りまとめた「高度化資金債権管理・回収の方針等について」に基づき、債権管理回収業務を専門的知識やノウハウを有する債権回収会社に委託するとともに、連帯保証意思の確認のための本人面談や契約の公正証書化などの取組を積極的に推進しているところであり、今後とも関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保と新たな収入未済金の発生防止に努めます。</p>
<p><b>ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、債権管理強化期間を設定して行う訪問徴収や電話等による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (水産林務部)</p> <p>・収入未済額 333,963千円</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済金については、平成20年4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、「債権管理強化期間」を設定し、集中的に直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済金の発生の抑制を図る等の取組を行っているところです。</p> <p>また、平成25年度からは回収業務の一部を債権回収会社に委託することにより、なお一層の収入未済金の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済金については引き続き、面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>エ 道営住宅使用料収入等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>道営住宅使用料収入等については、収納強化月間を設定して行う訪問徴収や退去者に係る未収金収納業務の外部委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額とな</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済金については、道営住宅家賃（駐車場使用料）滞納整理等事務処理要綱に基づく電話等による納付指導のほか、夜間臨戸訪</p>

<p>っているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（建設部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入未済額 666,003千円</li> </ul>	<p>問や職場訪問を重点的に実施する収納強化月間での取り組み、口座振替利用率の向上、生活保護受給者に係る代理納付制度の活用、指定管理者との連携などを重点項目とする「平成25年度道営住宅家賃等収納強化対策実施計画」を策定し、全道振興局建設指導課担当職員及び指定管理者を対象とする「道営住宅使用料等滞納整理研修会」を開催し、計画への取り組みの徹底を周知するとともに、事例発表を通じた応接技術の向上や法的知識の習得に努めます。</p> <p>特に、現年度分使用料の収納確保については、新たな収入未済発生防止の観点から非常に重要であるため、前年度以上の収納率を確保すべく重点的に取り組めます。</p> <p>また、高額（悪質）滞納者で、未納解消の見込みがない入居者に対しては住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じます。</p> <p>さらに、道営住宅を退去した後、所在不明となり収納が困難となっている未収金の収納業務を、民間の債権管理回収会社に委託し、過年度収入未済金の縮減に取り組み、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p><b>オ 土地区画整理事業資金貸付金収入</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>土地区画整理事業資金貸付金収入については、債務者や連帯保証人に対する訪問による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。（建設部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入未済額 274,346千円</li> </ul>	<p>土地区画整理事業資金貸付金収入の収入未済金については、債務者や連帯保証人に対する催告のほか、事業の認可権者である釧路市に対し事業改善の取組を申し入れるなど、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p><b>カ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金に係る貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る返還金については、借受者等への文書による催告のほか、必要に応じて行う電話による催告や連帯保証人への催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっており、収納目標の設定や滞納整理方針等を早期に策定するなど改善が必要な事項もあることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（教育庁）</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金等の収入未済金については、滞納整理方針の策定を行うとともに、滞納者に対する一斉再督促や納入通知書の分割再発行などを行っているところですが、今後とも、滞納者への更なる催告や保証人への催告などを行い、収入の確保に努めます。</p>

<p>・収入未済額 126,679千円</p>	
<p><b>キ 放置違反金収入</b> 注)</p>	
<p><b>《指摘事項》</b>          放置違反金収入については、訪問徴収や電話等による催告、預貯金の差押えなどの滞納処分に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。          (警察本部)          ・収入未済額 330,554千円          注) 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入された放置車両の利用者に対して課すこととされている違反金に係る収入のこと。</p>	<p>放置違反金収入については、訪問徴収や電話による催告のほか、新たに、公売に向けた動産の差押えを行うなどの滞納処分により、収入確保に努めているところですが、引き続き、滞納処分の強化による収入未済額の解消とコンビニエンスストアによる納付の導入で収納しやすい環境整備を進め、新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p><b>(2) 収入未済額が1,000万円以上となっているもの</b></p>	
<p><b>【税外諸収入】</b></p>	
<p><b>ア 農業改良資金貸付金収入等</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          農業改良資金貸付金に係る貸付金収入等については、借受者への面談・指導や連帯保証人への催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。          ・収入未済額 63,375千円</p>	<p>農業改良資金貸付金収入等の収入未済金については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査等を実施し、不動産担保の設定を行い、一部売却され、償還されていますが、引き続き、延滞解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者等の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催告などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>イ 堤塘使用料</b> 注)</p>	
<p><b>《指導事項》</b>          堤塘使用料収入については、滞納整理事務に係る研修による職員の徴収技術向上などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。          ・収入未済額 69,371千円          注) 堤塘使用料とは、河川敷地の貸付等使用料のこと。</p>	<p>堤塘使用料の収入未済金については、河川法の規定で地方税の滞納処分の例により徴収することができるため、各振興局ごとに税務部局の協力を受け滞納整理事務に係る研修を行い、滞納の実態に応じた滞納者への対応方針と処理計画の策定を行うことなどを会議で指示するとともに、各建設管理部の滞納整理の事務処理状況を月例報告により、滞納者への対応方針や処理計画を文書による照会で把握しながら、各建設管理部へ指導助言を行い、収入の確保に努めます。          また、各建設管理部の事務処理状況を検証した結果で得られた様々な工夫や効果的・効率的な手法を各建設管理部に情報提供することなどにより、今</p>

	後も職員の滞納整理事務に対する知識の向上と実行性ある滞納整理の推進を図り、収入未済金の解消と新たな収入未済金の発生防止に努め、引き続き収入の確保に努めます。
<b>ウ 高等学校授業料</b> 注)	
<b>《指導事項》</b> 高等学校授業料収入については、教育局及び道立学校において未納対策事務取扱要領に基づく催告を行うほか、未納者の状況調査などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 ・収入未済額 38,240千円 注) 高等学校授業料は、平成22年度以降、専攻科を除き無償化されている。	高等学校授業料収入の収入未済金については、支払督促後においても、未納者に係る債権管理について教育局が授業料等債権管理票を作成の上、電話や文書による定期的な催告や現地調査による所在不明者の居住地の追跡を行うことを通知して取り組みを強化し、さらには、教育局授業料担当者研修会において、通知内容について説明してきたところであり、引き続き、滞納の実態に応じて、本通知に基づき、収入の確保に努めます。
<b>4 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</b>	
<b>(1) 予算に係る事項</b>	
<b>《指摘事項》</b> 平成24年度児童手当道費負担金の支出において、予算管理に適切を欠き、必要以上の減額補正を行った結果、予算に多額の不足を生じ、市町村への負担金を翌年度の予算から支出しているものが、8億2,502万8,610円あった。 (保健福祉部)	児童手当道費負担金の予算の管理に当たっては、市町村に対して実施する国費の所要額調査を適確に活用するなど、予算の所要見込額の算出精度を高めることにより、予算管理を適切に行い、必要な予算の確保に努めます。
<b>《指導事項》</b> 病院庁舎敷地内除雪において、除雪車を運転手付きで借り上げ、除雪を行わせる場合には、使用料及び賃借料で予算執行することとされているが、役務費により執行しているのがあった。	予算の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努めます。 なお、当該経費については、役務費から使用料及び賃借料に支出科目を更正しました。
<b>(2) 収入に係る事項</b>	
<b>《指摘事項》</b> ア 研修受講料及び宿泊施設使用料の徴収について、研修受講者に納入通知書を送付せず、研修所において保管するとともに、諸徴収金のために設けた研修所職員名義の預金口座に研修受講料等を振り込ませ、職員が当該口座から払戻しを行った上、保管している納入通知書により指定金融機関等に納入し、当該日に納付があったものとして領収証書を交付しているものが、84件、225万5,200円あった。 (漁業研修所)	研修受講料及び宿泊施設使用料の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な徴収事務に努めます。 なお、研修受講生が研修受講料等を事前に納付するよう、北海道立漁業研修所条例施行規則を改正しました。
<b>イ 公宅料の徴収において、算定基礎となる建</b>	公宅料の算定に当たっては、算定基

<p>物の構造について、コンクリートブロック造の建物を木造と算定したため、徴収すべき額が不足しているものが、5名分、105万7,420円あった。</p> <p>また、調定は、毎月末日までに納付が行われるように納入期限を指定しなければならないが、末日を超えて指定しているものがあった。 (留萌振興局)</p>	<p>礎となる建物の構造等を十分確認し、適正な算定に努めます。</p> <p>また、調定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、正当な構造により公宅料の再算定を行い、平成25年4月以降の入居者に対しては、公宅料の変更を行うとともに、徴収すべき額の不足額については徴収しました。</p>
<p>ウ 看護学院の授業料については、申請時に前年分の証明書類により免除を決定した場合には、申請した年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明書類を提出させる必要があるが、これを行っていなかった。</p> <p>また、免除に該当しないのに免除しているものが、1名分、11万8,800円あった。 (紋別高等看護学院)</p>	<p>授業料の免除手続に当たっては、関係法令等を遵守し、免除決定者に対して、免除決定通知書と合わせて文書により証明書類取得時期に改めて証明書類を提出するよう指示することとし、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、免除に該当しないのに免除とした授業料については、徴収しました。</p>
<p>エ 肢体不自由児施設診療料等の滞納整理に当たっては、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書による催告のほか、電話や面接等により債務者の実態を把握し、それぞれの債務者に応じた措置を講ずることとされているが、長期間にわたって催告などの事務処理を行っていなかった。 (旭川肢体不自由児総合療育センター)</p>	<p>滞納整理に当たっては、関係法令等を遵守し、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書による催告のほか、電話や面接等により債務者の事態を把握し、それぞれの債務者に応じた措置を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>ア 法人道民税並びに法人事業税及び地方法人特別税について、予定申告時の納税額が確定申告時の額を上回る場合は、還付額と合わせて還付加算金を納税者に支払うこととなるが、その事務処理において、地方税法施行令の改正による電算プログラムの修正指示を誤り、正しい還付加算金の支払に1年近くを要しているものがあった。</p>	<p>法人道民税並びに法人事業税及び地方法人特別税の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、関係法令等の改正による電算プログラムの修正等については、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 北海道建設工事紛争審査会に対する調停申請手数料については、北海道収入証紙で納めなければならないが、申請書に収入印紙がちよう付されているにもかかわらず、これを受理しているものがあった。</p>	<p>申請手数料の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>当該申請手数料については、申請人に対して関係法令等を改めて説明した上、再度申請書を提出していただき、北海道収入証紙での収納を完了しました。</p>
<p>ウ 道路占用料の徴収において、平成22年度に生じた過誤納について、平成24年度に還付を行っているものがあった。</p>	<p>道路占用料の過誤納による還付処理に当たっては、関係法令等を遵守し、予算配当部局とも連携しながら、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 海岸保全区域内等の占用許可に伴う占用料について、納付義務者が納期限までに収入金</p>	<p>占用料の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に</p>



<p>を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>努めます。</p>
<p>オ 漁港占用料については、当該占用の許可をした日から20日以内に納入通知書により納付させなければならないが、調定や納入義務者への通知手続が遅延しているものがあつた。</p>	<p>占用料の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 海岸占用料について、歳入を徴収しようとするときは、調定書により調定をしなければならないが、これを行わないまま納入通知書を納入義務者に送付しているものがあつた。</p>	<p>占用料の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>キ 河川区域内の占用許可に係る占用料については、河川法施行条例等に基づき算定しなければならないが、これと異なる算定を行ったことから、占用料が過少となっているものがあつた。</p>	<p>占用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、追徴できる占用料について、関係法令等に基づき再算定を行い、差額分を収納しました。</p>
<p>ク 技術専門学院授業料収入において、滞納金を分割して納付された場合の延滞金については、滞納金が納入された時点で確定させ、その都度納付書を送付して徴収することとされているが、滞納金の全額が納入されてから、分割納付ごとの延滞金額を合算した納付書を送付して徴収しているものがあつた。</p>	<p>延滞金の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、分割納付された時点で延滞金を確定させ、その都度納付書を送付し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ケ 収入取扱員が1万円未満の現金を領収したときは、現金払込書を添え、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、これを超えて払込みを行っているものがあつた。</p>	<p>現金徴収に係る収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>コ 電話料収入については、納入通知書を発した日の属する年度の会計年度としなければならないが、平成24年度に調定したにもかかわらず、平成23年度の会計年度としたものや平成25年度に調定したにもかかわらず、平成24年度の会計年度としたものがあつた。</p>	<p>電話料収入に係る会計年度所属区分については地方自治法施行令に定める区分により適正に処理いたします。</p>
<p><b>(3) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 報酬</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 報酬の支給において、嘱託医の任用については、辞令を交付して行うこととされているが、任用決定をせずに業務を行わせ、報酬を支給しているものが、3名分、32万5,680円あつた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な任用決定を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 健康管理医に係る報酬の支給において、健康管理医が職務を行ったときは、その結果を</p>	<p>報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めま</p>

<p>記録票に記載するとともに実績簿を作成し、毎月の執務実績を確認の上、支給することとされているが、これらを作成せず支給しているものがあつた。</p>	<p>す。</p>
<p><b>《検討事項》</b>          特別職非常勤職員である産業医の報酬の支給において、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視しなければならないこととされているが、職場巡視が行われずに電話による助言のみで報酬が支給されている場合があることから、産業医の適切な執務の内容やその取扱いについて、明らかとするよう検討する必要がある。（教育庁に対する検討事項）</p>	<p>報酬の支給に当たっては、産業医の職務内容及び報酬の支払いについて、各教育局長等に対して改めて周知徹底しました。</p>
<p><b>イ 諸手当</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>          (7) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているものや、1箇月の時間外勤務時間数の集計を誤ったことから、過払いとなっているものが、4名分、1万7,345円あつた。          また、時間外勤務時間数が1箇月60時間を超えた場合の支給率を誤ったことから、未支給となっているものが、6名分、13万7,102円あつた。（経済部）</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。          なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理をしました。</p>
<p>(4) 時間外勤務手当の支給において、支給割合を誤ったことなどから、過払いになっているものが、23名分、2万9,981円、未支給となっているものが、5名分、9,749円あつた。          また、休日勤務手当を支給すべきところを時間外勤務手当を支給しているものが、2名分、2万2,376円あつた。          (オホーツク総合振興局)</p>	<p>時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。          なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理をしました。</p>
<p><b>《指導事項》</b>          (7) 時間外勤務手当等の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているものや、時間外勤務時間数の集計や命令時間を誤ったことなどから、過払い又は未支給となっているものがあつた。</p>	<p>時間外勤務手当等の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。          なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理をしました。</p>
<p>(4) 寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更届け出の提出があつたにもかかわらず、認定処理を行っていなかったことから、未支給となっているものがあつた。</p>	<p>寒冷地手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、手当の届出状況の確認を担当者以外の者が再度確認の上、適正な事務処理に努めます。          なお、未支給分については、支給の処理をしました。</p>
<p>(4) 農林漁業普及指導手当の支給において、1箇月の間で普及事務に従事した日数等が、</p>	<p>農林漁業普及指導手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、普及事</p>

<p>当該月における勤務を要する日の合計の2分の1以上とならない場合は、支給を停止しなければならないが、この手当の一時停止報告を誤ったため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>務に従事した日数等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。          なお、過払いとなっていた農林漁業普及指導員手当については、返納の処理をしました。</p>
<p>(I) 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件を誤ったことから、過払い又は未支給となっているものがあつた。          また、教員特殊業務手当については、教員が週休日等に、国等が開催する対外運動競技等に生徒を引率して行う指導業務に8時間程度従事した場合や、学校の管理下で行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとされ、従事した業務内容ごとに1日当たりの支給額が定められているが、支給要件を誤ったことから、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>特殊勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。          なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理をしました。</p>
<p><b>《検討事項》</b>          職員手当については、毎年1月を確認日として、扶養状況等報告書により事後確認を行うこととされ、住居手当の支給を受けている職員については、その者が支給要件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時、確認しなければならないが、教職員事務センターの当該確認においては、父母又は配偶者の父母の所有する住宅を借り受けて、当該住居に居住している職員の場合のみ、家賃の支払領収書の写しなどの証明書類を提出させる取扱いとなっており、十分な事後確認とは認められないことから、適切な事後確認を検討する必要がある。          (教育庁に対する検討事項)</p>	<p>住居手当に係る事後の確認に当たっては、「教育庁職員等の扶養手当等に係る事後の確認実施要領」及び「学校職員の扶養手当等に係る事後の確認実施要領」を一部改正し、平成25年度の事後確認から、借家、借間等に居住する職員及び配偶者等から直近の月の家賃の支払領収書等の写しを提出させて確認を行うこととしました。</p>
<p><b>ウ 賃金</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          賃金の支給において、配偶者を有しない職員であるにもかかわらず、配偶者を有する者として扶養手当支給のシステム登録を行ったことから、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。          なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p><b>エ 報償費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>          福祉教育アドバイザー派遣事業に係る報償費などの執行において、福祉教育アドバイザーに委嘱しないまま派遣した者に対して、報償費などを支出しているものが、24名分、80</p>	<p>福祉教育アドバイザー派遣事業に係る報償費などの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、事前に委嘱の決定を行うなど、適正な事務処理に努めま</p>

<p>万6,073円あった。(保健福祉部)</p>	<p>す。</p>
<p><b>オ 旅費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 赴任旅費の支給において、扶養親族でない者を扶養親族移転料等の支給対象としたことから、過払いとなっているものが、1名分、9万3,466円あった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>赴任旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 航空機を利用する旅行において、他の職員が購入した航空券を使用して旅行し、旅費請求書には、当該航空券を購入した職員の氏名が記載された搭乗券及び航空賃の領収書を添付しているものがあつた。</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものがあつた。</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 航空機を利用するパック旅行において、旅費請求書には、パック旅行料金の支払を証明するに足りる書類として、現に支払ったパック旅行料金に係る領収書及び航空機の搭乗券を添付することとされているが、領収書を添付していないものがあつた。</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(1) 費用弁償の執行において、議員が議会、委員会の招集に応じたときは、その往復の旅行に対し、交通費、日当等の費用を弁償することとしているが、委員会に引き続き政務調査活動を行い、その活動に伴う交通費を政務調査費から充当している議員に対して、復路分の費用を弁償したことから、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>費用弁償の執行については、関係法令等を遵守し、政務調査活動の充当分等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>(2) スクールカウンセラーに係る旅費の支給において、旅行者から旅費請求書の提出があつたが、長期間支払手続を行わなかつたことから、未支給となっているものがあつた。</p>	<p>スクールカウンセラーに係る旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p><b>カ 需用費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (7) 物品修繕等の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならぬが、これを行わずに契約し、事後に物品修繕等決定書を作成しているものが、2件、19万2,790円あつた。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品修繕等の契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 物品購入代金の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、12万120円あった。 (出納局)</p> <p>※ 本事例については、前年度定期監査において、同様の事例が指導事項となっていたが、改善が図られていないため、指摘事項とした。</p>	<p>物品購入代金の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 物品の購入契約等を行う場合においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、3件、10万8,780円あった。 (図書館)</p>	<p>物品の購入契約等を行う場合に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令を遵守するよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 物品購入代金の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限までに支払を行わず、請求月日の記載のない請求書に事実と異なる収受月日を押印することにより、期限までに支払を行ったとしているものが、1件、1万5,180円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>物品購入代金の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、請求書を受理する際には請求月日の記載を確認し、記載のない場合には記載を求めるなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 物品購入代金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものがあった。</p>	<p>物品購入代金等の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>キ 役務費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (ア) 見学旅行引率に伴う旅行企画料及び施設入場料に係る契約において、支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為の内容を明らかにした決定書によって行わなければならないが、これを行っていないものが、2件、4万2,400円あった。 (恵庭北高等学校)</p>	<p>支出負担行為の決定に当たっては、見学旅行の概算旅費支給時とあわせて決定書を作成するなどして内部牽制を再確認して再発防止を図るなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品修繕の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に物品修繕等決定書を作成しているものが、1件、1万8,900円あった。 (経済部)</p>	<p>物品修繕の契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 役務費を執行しようとする場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、その都度、支出負担行為をしなければならない</p>	<p>役務費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、その都度、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前</p>

<p>いが、血液検査の依頼に係る支出負担行為について、対象者の人数や検査料が未定のまま、1箇月分の予定額を支出負担行為として事前に決定を行っていた。 (留萌振興局)</p>	<p>作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 役務費を執行しようとする場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後に、事実と異なる日に発注や履行があったものとして、決定書を作成しているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>役務費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、その都度、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 電話料の支出については、電話会社が指定する支払期限までに支払わなければならないが、支出を遅延しているものがあった。</p>	<p>電話料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ク 使用料及び賃借料</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (ア) 土地の賃貸借契約において、契約期間を更新するときは、当該支出負担行為の内容を明らかにした決定書によって行わなければならないが、これを行っていないものが、1件、69万5,788円あった。 (釧路方面本部)</p>	<p>土地の賃貸借契約期間の更新に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の作成を確実にし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、3万6,960円あった。 (環境生活部)</p>	<p>会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 職員公宅の借上げにおいて、賃貸借料は建物賃貸借契約に基づき、建物所有者の請求によることなく、3箇月分をまとめて年4回支払うこととされているが、5月中に支払わなければならない第1回の賃貸借料の支出が遅延しているものがあった。</p>	<p>職員公宅の借上げに係る賃貸借料の支出に当たっては、建物賃貸借契約に基づく支払期限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ケ 負担金、補助及び交付金</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (ア) 社会福祉施設産休等代替職員任用事業費補助金において、社会福祉施設等に勤務する職員が産前産後休暇等のため、その職務を臨時的に任用した代替職員に行わせた場合、その費用に対し補助することとしているが、代替職員として認められない職員を対象職員として、補助金を過大に交付決定しているものが、4部局で4件、169万5,157円あった。</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守し、代替職員の職歴等を書面で確認するなど、適正な事務処理に努めます。 なお、補助金を過大に交付した補助事業者の説明し、補助金等交付申請取下書の提出を受け、補助金の額の再確定を行い、返納の処理をしました。</p>

(部局名)	(事項数)	(金額)	
胆振総合振興局	1件	418,190円	
渡島総合振興局	1件	465,310円	
上川総合振興局	1件	441,750円	
十勝総合振興局	1件	369,907円	
(イ) 平成24年度の広域場間場外発売情報提供協力負担金等の支出については、当該年度末までに請求書又は支出負担行為の決定に必要な書類等の提出を受けて、支出負担行為を行わなければならないが、これを行っていないものが、2件、39万1,550円あった。 (農政部)			広域場間場外発売情報提供協力負担金等の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、当該年度末までに関係書類の提出を受け支出負担行為を行うなど、適正な事務処理に努めます。
(ウ) 女性医師等就労環境改善緊急対策事業費補助金の執行において、補助金の額は、補助基準額、補助対象経費、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額のいずれか低い額に2分の1を乗じて算定することとされているが、寄付金その他収入額の控除をせずに記載された実績報告書により補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、24万円あった。 (保健福祉部)			女性医師等就労環境改善緊急対策事業費補助金の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、補助金を過大に交付した補助事業者から補助事業等実績報告書を徴し、補助金の額の再確定を行い、返納の処理をしました。
(エ) 軽費老人ホーム運営事業費補助金の執行において、補助金額は補助対象経費又は補助基準額のいずれか低い額から事務費本人徴収額を減じて算定することとされているが、補助基準額等が誤って記載された実績報告書により補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、5万6,779円あった。 (胆振総合振興局)			軽費老人ホーム運営事業費補助金の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、補助金額の積算等の取扱いに関する通知を補助事業者に周知するなど、適正な事務処理に努めます。 なお、補助金を過大に交付した補助事業者から補助事業等実績報告書を徴し、補助金の額の再確定を行い、返納の処理をしました。
<b>《指導事項》</b> (7) 負担金の支出において、協定に基づき所定の期限までに支払うこととなっているが、これを遅延しているものがあった。			負担金の支出に当たっては、協定書及び関係法令等を遵守し、所定の期限までに支払うよう、適正な事務処理に努めます。
(イ) 政務調査費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、使途基準に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費、研修費、資料購入費、広聴広報費、事務費、事務所費、人件費の領収書において、使途等の確認を十分に行うことなく、次のような領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。 ① 領収書に宛名や領収した内容の記載がなく、領収書等添付票の余白に記入することとされている宛名や支出名の記入も行われていないもの ② 料金案内通知など領収書等として認められ			政務調査費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、提出書類の記載内容が政務調査費の執行に係る留意事項どおりに記載されているか、適確な確認に努めます。 また、領収書の書き方等の注意事項については、会派及び議員に対し周知文書を通知し、あらためて注意喚起を促しました。

<p>ないものを添付しているもの</p> <p>③ 領収書の宛名の記載に間違いがあるものや、第三者が加筆していると認められるもの</p> <p>④ 人件費について、領収書に住所の記載がなく領収書発行者の特定ができないものや、支給明細書に受領印が押印されていないもの</p>																									
<p>(ウ) 補助金の額の確定については、実績報告書の提出を受けた後、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る成果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、原則として、実績報告書を受領した日から20日以内に額の確定通知を行わなければならないが、特段の理由もなく、これらの事務が遅延しているものがあつた。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																								
<p>(イ) 平成23年度高等学校生徒遠距離通学費等補助金の支払において、平成24年3月分に係る補助金額について、平成23年度予算で支出すべきところを事務処理を誤ったことから、平成24年度予算で支出しているものがあつた。</p>	<p>補助金の支払いに係る会計年度については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																								
<p><b>《検討事項》</b></p> <p>(7) 社会福祉施設産休等代替職員任用事業費補助金において、社会福祉施設等に勤務する職員が産前産後休暇等のため、その職務を臨時的に任用した代替職員に行わせた場合、その費用に対し補助することとしているが、従前から継続して勤務する職員など代替職員として認められない職員を対象として交付申請の行われたものが、7件、277万2,928円あつたことから、制度の趣旨を踏まえた適正な申請と交付決定が行われるよう、補助金交付の適切な取扱いについて、検討する必要がある。</p> <p>(保健福祉部に対する検討事項)</p> <p>[保健福祉部の監査において確認したもの]</p> <table border="1" data-bbox="252 1541 852 1637"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>1件</td> <td>397,575円</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>2件</td> <td>680,196円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[各部局の監査において指摘事項としたもの(再掲)]</p> <table border="1" data-bbox="252 1697 852 1861"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>1件</td> <td>418,190円</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>1件</td> <td>465,310円</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>1件</td> <td>441,750円</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>1件</td> <td>369,907円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	後志総合振興局	1件	397,575円	釧路総合振興局	2件	680,196円	(部局名)	(事項数)	(金額)	胆振総合振興局	1件	418,190円	渡島総合振興局	1件	465,310円	上川総合振興局	1件	441,750円	十勝総合振興局	1件	369,907円	<p>社会福祉施設産休等代替職員任用事業費補助金に当たっては、適正な交付決定が行われるよう、総合振興局及び振興局に対し、代替職員の任用確認に係る取扱いを通知するとともに、本制度の趣旨を踏まえた適正な申請がなされるよう、補助対象事業者に対しても周知を図りました。</p> <p>また、次年度に向け、交付要綱の記載内容を見直し、事業の適切な運用を図ります。</p> <p>なお、補助金の過大な支出が認められた補助事業者については、総合振興局及び振興局から補助事業者に説明し、補助金の返納の処理をしました。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																							
後志総合振興局	1件	397,575円																							
釧路総合振興局	2件	680,196円																							
(部局名)	(事項数)	(金額)																							
胆振総合振興局	1件	418,190円																							
渡島総合振興局	1件	465,310円																							
上川総合振興局	1件	441,750円																							
十勝総合振興局	1件	369,907円																							
<p>(イ) 北海道特定不妊治療費助成事業補助金の交付において、助成を受けようとする者は、治療が終了した日の属する年度内に申請することとし、特別な事情により年度内に申請できなかった場合においては、翌年度の5</p>	<p>北海道特定不妊治療費助成事業補助金の交付に当たっては、補助金の交付申請期限の取扱い、期限を越えた申請ができる場合及び申請者から徴すべき書類等について、取扱いの客観性・統</p>																								



<p>月末日までに申請することができることとされているが、この期限を越えた申請を受理し補助金を交付しているものがあり、事業実施要綱と実際の取扱いが異なっていることから、補助金交付の適切な取扱方法等について、検討する必要がある。 (保健福祉部に対する検討事項)</p>	<p>一性を図るため、事業実施要綱等を改正して、取扱いを明確にするとともに、総合振興局及び振興局に通知しました。</p>
<p><b>(4) 契約に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 工事契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (7) 工事請負契約において、設計金額の積算過程における端数処理を誤り、予定価格が過少となったことから、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、253万500円あった。 (出納局)</p>	<p>工事請負契約の積算に当たっては、積算資料に端数処理状況等を添付するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 工事請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、45万1,500円相当あった。 (留萌振興局)</p>	<p>工事請負契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 小規模治山工事に係る電子入札の執行に当たっては、電子入札システムに予定価格及び最低制限価格の入札書比較価格を入力しなければならないが、誤って消費税及び地方消費税を含めた金額を入力し、落札者とすべき者を失格としたことから、契約金額が割高となっているものが、1件、25万5,150円あった。 (日高振興局)</p>	<p>小規模治山工事の電子入札の執行に当たっては、事務処理の手順を見直し、入札書比較価格の入力内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> グラウンド整備工事の指名競争入札の執行に当たり、当該工事の主要な部分が全天候型舗装などの特殊な工種であることから、発注者は入札に参加する者の選考に際し、適正な施工による工事の品質を確保するため、当該特殊な工種に必要な機械器具の保有や施工実績などを確認する必要があるが、この確認を行わずに入札参加者を選考しているものがあった。</p>	<p>入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、工種に必要な技術的適性を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 委託契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (7) プロポーザル方式により特定者を選定した随意契約において、予定価格調書の作成や見積書の徴取が必要であったが、これらを行うことなく契約を締結しているものが、1件、992万3,550円あった。 (建設部)</p>	<p>プロポーザル方式により特定者を選定した随意契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) アイヌ民俗文化財保存・伝承活動事業業務委託契約の平成16年度から平成20年度までの執行において、受託者から提出された収支精算書の審査が不十分であったことから、平成21年度及び平成22年度に受託者から過大に支出した委託料の返還を受けているが、平成24年度においても、同様の理由により、94万5,693円の返還が生じていた。 (教育庁)</p>	<p>委託契約の執行に当たっては、受託者の各支部への現地確認や会計指導について実施し、適切な会計処理等が行われるよう指導に努めるとともに、現地確認後は本部へも指導を行い改善に努めます。また、本部にも直接現地指導を行うなど確認や指導の徹底に努めます。 さらに、仕様書等の変更部分については、本部及び各支部への現地指導の際の観点として、特に注意して確認・指導に努めます。</p>
<p>(ウ) 庁舎清掃等業務委託契約において、直接物品費等の算定を誤り最低制限価格を高く算定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約額が55万8,810円割高となっていた。 (北見高等技術専門学院)</p>	<p>業務委託契約に係る予定価格の積算及び最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料等は、消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものが、3部局で7件、47万6,881円あった。 (部局名) (事項数) (金額) 上川総合振興局 3件 118,198円 十勝総合振興局 3件 87,240円 教 育 庁 1件 271,443円</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、3部局で3件、36万4,770円相当あった。 (部局名) (事項数) (金額) 渡島総合振興局 1件 100,170円 オホーツク総合振興局 1件 173,250円 漁業研修所 1件 91,350円</p>	<p>委託契約における契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 河川の立木伐採委託業務において、保安林内の立木を伐採する場合は、森林法の規定に基づき許可を受けなければならないが、保安林の位置の確認を怠り、許可を受けずに伐採したため、賠償金として、1件、5万7,568円の支出があった。(空知総合振興局)</p>	<p>立木伐採等の土木工事系委託業務に当たっては、「設計書審査チェックシート」を作成し、「他機関との調整(国有林・保安林)」が図られているかについて、保安林及び鳥獣保護区の指定区域図により、審査を行うとともに、「札幌建設管理部トータルマネジメント委員会(トータルマネージャー)設置要綱及び運用方針を改正し、立木伐採等の土木工事系委託業務を新たに審議対象に追加して、「他機関との調整」などの</p>

	<p>発注前事前準備の状況を確認し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>さらに、建設部において、全道治水課長会議で保安林内における立木伐採業務について注意を促すとともに、「北海道建設部土木工事系委託業務担当要領」を制定し、立木伐採等の土木工事系委託業務の設計書作成要領を定めました。</p>
<p>(キ) 委託業務に係る完了検査において、業務完了に伴う委託料を支出負担行為をした年度の予算により支出する場合には、完了検査を当該年度内に行わなければならないが、翌年度に完了検査を行っているものがあつた。 (経済部、水産林務部)</p>	<p>委託業務の完了検査に当たっては、契約条項及び関係法令等を遵守し、当該年度内に完了検査を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 広域相談支援体制整備委託に係る事業の執行においては、受託者から提出のあつた実績報告書及び収支精算書を審査の上、委託料の額の確定を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>広域相談支援体制整備委託に係る委託料の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、実績報告書などの関係書類を審査の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、本事業の額の確定を行い、当該事業者に委託料の額の確定通知をしました。</p>
<p>(ケ) 河川改修工事施設検討の業務委託契約において、委託期間を延長する場合には、委託期間内に変更契約を行わなければならないが、委託期間の変更を決定していたにもかかわらず、当初の委託期間終了までに、変更契約を行っていないものがあつた。 (留萌振興局)</p>	<p>業務委託契約に係る変更契約に当たっては、契約条項及び関係法令等を遵守し、適切な時期に変更契約を行うとともに、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該事項につきましては、変更契約を行いました。</p>
<p>(コ) タイヤの購入に伴い不用となった廃タイヤの処分にあつては、法令上、排出事業者である教育局が、自ら産業廃棄物収集運搬業者等と委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければならないが、タイヤ購入契約の相手方と廃タイヤの処分契約を行い、これらを行わせていた。 (石狩教育局)</p>	<p>廃タイヤの処理にあつては、関係法令等を遵守するとともに、部内における相互点検を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 地下オイルタンク清掃業務において、清掃業者により集められた産業廃棄物であるスラッジの運搬、処分については、法令上、排出事業者である学校が、自ら産業廃棄物収集運搬業者等と委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければならないが、清掃業務実施要領を誤って、清掃業者にこれらを行わせていた。(石狩翔陽高等学校)</p>	<p>産業廃棄物の処分等にあつては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(ア) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、あらかじめ参加資格を定</p>	<p>委託契約に係るプロポーザルの公告に当たっては、関係法令等を遵守し、</p>

<p>めるときは、暴力団関係事業者等でないことなどを要件として参加資格の審査を行うこととされているが、暴力団関係事業者等でないことを資格要件としていないなど資格審査を適切に行っていないものがあつた。</p>	<p>資格要件に遺漏がないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 委託契約に係る一般競争入札の資格の公示及び公募型プロポーザル方式の公告において、暴力団関係事業者等でないことや道税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面の提出等を求めることなく、資格審査を行っているものがあつた。</p>	<p>委託契約に係る一般競争入札及び公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあつた。</p>	<p>委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、平成25年9月分の契約締結から委託契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨の条項を記載しました。</p>
<p>(エ) 随意契約に係る契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者である場合は、その納付を免除することができることとなっているが、これらの免除要件に該当することを確認しないまま、契約保証金の納付を免除しているものがあつた。</p>	<p>随意契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未確認となっていた契約業者については、契約保証金の免除要件に該当していた者であることを確認しました。</p>
<p>(オ) 業務委託契約において、契約を締結する場合には契約保証金を納めさせなければならないが、相手方から契約保証金が納付される前に契約を締結しているものがあつた。</p>	<p>業務委託契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、契約保証金の納付について、契約の相手方への確認を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 委託業務の予定価格の積算において、諸経費が含まれている汚水槽清掃に係る単価に、さらに諸経費を加算したため、契約金額が割高となっているものがあつた。</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 消防用設備保守点検業務委託に係る予定価格の積算において、消火器の規格を誤ったため、予定価格が過大となっているものがあつた。</p>	<p>業務委託に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、規格、業務内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料等は、消費税等相当額を除算して積算する必要があつたが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものがあつた。</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定において、対象とする諸経費の額を誤っ</p>	<p>工事に係る委託業務の最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵</p>

<p>たことから、最低制限価格を低く算定しているものがあつた。</p>	<p>守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 暖房業務委託契約において、業務内容の変更に伴う契約金額の変更に当たり、業務量を誤って積算したため、契約金額が割高となっているものがあつた。</p>	<p>暖房業務委託契約に係る契約金額の変更にあたっては、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) ダム発電所保安管理業務委託契約において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者が書面により承諾することとされているが、再委託にあたって、この手続を行っていないものがあつた。</p>	<p>委託業務の執行にあたっては、契約書の条項を遵守し、適正な事務処理に努めます。          なお、当該契約については、再委託承諾願の提出を受け、承諾に係る事務処理を行いました。</p>
<p>(ク) 庁舎等清掃業務委託契約において、委託料の支出は、清掃作業結果を記載した作業日誌などで履行確認後に行う必要があるが、庁舎清掃のうち年2回行う定期清掃の一部や特別清掃について、これに係る履行確認を行わないまま委託料を支出しているものがあつた。</p>	<p>庁舎等清掃業務委託契約に係る委託料の支出にあたっては、受託者から提出される報告書により業務の履行状況を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 出先機関等清掃業務委託契約の履行確認については、清掃作業結果を記載した業務報告書などで行う必要があるが、業務報告書の内容があらかじめ提示した内容と異なっているにもかかわらず、これを受理し、履行確認したとしているものがあつた。</p>	<p>業務委託契約の履行確認にあたっては、契約書の条項等を遵守し、適正な事務処理に努めます。          また、受託者には、契約書添付の報告書により清掃作業の確認及び報告を指示し、各出先機関の確認者には、適正な履行の確認を行うよう周知しました。</p>
<p>(ケ) 校舎等環境整備業務の委託契約の履行確認については、作業終了後に受託者が委託学校長に提出した業務報告書により業務担当者が行うこととなっているが、業務報告書に定期的業務等について実施内容が報告されていないにもかかわらず、これに係る履行を確認したとして、教育局長に報告しているものがあつた。</p>	<p>校舎等環境整備業務委託契約に係る履行の確認にあたっては、業務報告書において、業務処理要領に定める業務が実施されているか十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b>          (7) 精神障害者地域生活支援事業委託業務の執行において、受託者の人件費に係る年間積算時間数と実績の時間数が大幅にかい離していると認められることから、委託料の適切な積算方法や精算方法等について、検討する必要がある。          (保健福祉部に対する検討事項)</p>	<p>委託業務における委託料の積算にあたっては、事業の実態を踏まえ、過去の活動実績や収支計算書を参考とすることはもとより、活動実態を踏まえた適切な内容となるよう指導を行い、適切な事務処理に努めます。          また、委託業務の実績報告時における現地調査において、受託先の就業規則や本委託業務の活動実績等に基づく適切な額であることを業務日誌や活動記録などにより確認するよう、周知徹底しました。</p>
<p>(イ) 緊急再就職訓練に係る委託業務の積算に</p>	<p>緊急再就職訓練に係る委託業務の積</p>

<p>において、学生1人1月当たりの訓練実施経費は、個々の経費を積み上げて定めることとされているが、各学院においては、講師手当等の単価に積算根拠が明確でないものを用いたり、積算額に特段の理由もなく加算を行うなどして、当該訓練実施経費を要領の定める上限額としていることから、適正な積算のあり方について、検討する必要がある。(経済部に対する検討事項)</p>	<p>算に当たっては、各高等技術専門学院の実態を調査し、適正な積算のあり方について検討を行い、地域の市場価格等に即した単価を使用するよう、各学院に周知しました。</p>
<p><b>ウ その他の契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  (7) 物品の賃貸借契約において、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、入札等執行日及び契約締結日は、翌年度の歳出予算の配当予定額を含む予算案が議会で提案される予定日以後としなければならないが、それ以前に入札等を執行し契約を締結しているものが、7件、391万1,852円あった。  (渡島総合振興局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る年度開始前に行う長期継続契約を締結する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 自動車燃料の単価契約等に係る一般競争入札の執行において、入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札などは無効としなければならないが、有効な入札と認められるものを無効としているものがあった。  (十勝総合振興局)</p>	<p>一般競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 賃貸借契約等の一般競争入札の資格の公示において、消費税及び地方消費税等を滞納している者でないこと、申請しようとする月の初日において引き続き1年以上その事業を営んでいること及び暴力団関係事業者等でないこと等の参加資格要件を定めているが、これらを証する書面の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。</p>	<p>一般競争入札の参加資格要件の資格審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴収するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 物品の購入に係る納品検査に当たっては、検査員を指定し履行確認の検査を行わなければならないが、検査員が納品検査をせず検査調書を作成しているものがあった。</p>	<p>物品の購入に係る納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 物品の購入や物品修繕の納品検査において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書等の所定の欄に、検査年月日を記載し、実際に検査を行った検査員が記名、押印することとされているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものや事実と異なる日付を記載しているものがあった。</p>	<p>物品の購入や物品修繕の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(1) 外壁補修工事に係る予定価格の積算において、外壁材の処分費単価を誤ったことから、</p>	<p>外壁補修工事に係る予定価格の積算及び工事完了検査に当たっては、契約</p>

<p>契約金額が割高となっているものがあつた。 また、取り壊した外壁材を廃棄物として搬出する前に工事完了検査を行っているものがあつた。</p>	<p>条項及び関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、工事内容を把握し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 自動車の賃貸借契約において、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを適切に行わなかったことから、契約書で定めた付属品の新品への交換が行われていないものがあつた。</p>	<p>自動車の賃貸借契約に当たっては、契約条項を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な履行の確保に努めます。 なお、付属品については、新品に交換されました。</p>
<p>(カ) 物品の修繕において、定期検査を完了した車両については、納品書を徴して、履行確認のための検査を行い、当該車両の引渡しを受けなければならないが、検査を行う前に、自動車運転命令により当該車両を使用させているものがあつた。</p>	<p>物品の修繕に係る履行確認のための検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) バスの借上げに係る予定価格の積算において、適用する単価を誤ったことから、予定価格が過少となっているものがあつた。</p>	<p>バスの借上げに係る予定価格の積算に当たっては、積算の単価等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(5) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 公有財産</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> (7) 第一種普通財産の使用の承認を行うときは、あらかじめ、第一種普通財産使用承認申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を承認しなければならないが、使用開始後に提出された申請書に基づき承認したことから、貸付料の収納を遅延しているものがあつた。</p>	<p>第一種普通財産の使用承認に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 自動販売機設置に係る教育財産の賃貸借契約に伴う電気料については、計量器による算定の都度、調定書により調定し、納入通知書を作成の上、借主に送付し徴収しなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>教育財産の貸付けに係る加算料金の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 複写機の設置に係る教育財産の使用許可に伴う加算料金の徴収において、機器使用電力量の算定に当たり、消費電力量や複写時間等を誤ったことから、過少となっているものがあつた。</p>	<p>教育財産の使用許可に係る加算料金の算定に当たっては、設置している機種仕様を確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 教育財産の使用許可において、高等学校の体育館を他の団体へ使用させているが、当該使用に係る許可手続が行われていないことから、加算料金を徴していないものがあつた。</p>	<p>道立学校の施設開放に係る教育財産の使用許可に当たっては、「道立学校における施設開放事業実施要項（準則）」に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b></p>	

<p>教育財産の使用許可において、売店の経営を行うため使用を許可する場合の使用料については、施設利用対象者が限られる等の理由により、その営業環境を勘案する必要があるときは、減額又は免除することができることとされているが、損益計算書を徴していないものなど相手方から提出された書類の内容を十分確認しないまま免除の決定を行っているものなどがあることから、免除等の決定における事務取扱方法を明確にするよう、検討する必要がある。(教育庁に対する検討事項)</p>	<p>教育財産の使用許可に係る使用料を免除する場合の事務取扱方法については、通知等により明確にし、適正な事務処理に努めます。</p>																					
<p><b>イ 物品</b></p>																						
<p><b>《指摘事項》</b>  (7) 公用車等物品の損傷が発生し、修繕費用として、6部局で10件、114万5,449円の支出があった。</p> <table border="1" data-bbox="252 748 852 981"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>1件</td> <td>55,272円</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>1件</td> <td>89,806円</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>1件</td> <td>385,911円</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>2件</td> <td>196,560円</td> </tr> <tr> <td>中央警察署</td> <td>3件</td> <td>250,740円</td> </tr> <tr> <td>西警察署</td> <td>2件</td> <td>167,160円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	空知総合振興局	1件	55,272円	胆振総合振興局	1件	89,806円	渡島総合振興局	1件	385,911円	警察本部	2件	196,560円	中央警察署	3件	250,740円	西警察署	2件	167,160円	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																				
空知総合振興局	1件	55,272円																				
胆振総合振興局	1件	89,806円																				
渡島総合振興局	1件	385,911円																				
警察本部	2件	196,560円																				
中央警察署	3件	250,740円																				
西警察署	2件	167,160円																				
<p>(4) 工事発生材の亡失により、2部局で2件、28万9,100円相当の損失があった。</p> <table border="1" data-bbox="252 1084 852 1191"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>1件</td> <td>183,600円</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>1件</td> <td>105,500円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	空知総合振興局	1件	183,600円	釧路総合振興局	1件	105,500円	<p>工事発生材の管理に当たっては、厳正な管理等を図るため、会議等において物品の適正な保管及び管理について周知するとともに、関係法令等を遵守し、早期に売り払いを行うなど、適正な管理に努めます。</p>												
(部局名)	(事項数)	(金額)																				
空知総合振興局	1件	183,600円																				
釧路総合振興局	1件	105,500円																				
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 物品の管理において、委託契約に係る業務処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品のうち、当該成果品の性質上物品として管理する必要があるものについては、生産物として受入決定を行い、物品として管理することとされているが、成果品として提出されたパンフレット等について、この事務を行っていないものがあった。</p>	<p>物品の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。  なお、当該物品については、受入決定しました。</p>																					
<p>(4) 物品管理者は、道の委託契約に基づき、契約の相手方に対し物品を供与しようとするときは、物品払出決定書により当該物品の払出しの決定等を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>委託契約に係る物品の供与に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																					
<p>(4) 道の使用のため借り入れた物品については、道有備品に準じて管理をすることとなっているが、受入決定等の管理事務を行っていないものがあった。  また、当該物品を業務委託契約に基づき受託者に供与しているが、払出決定等の供与事務を行っていないものがあった。</p>	<p>借入物品の管理及び供与に当たっては、関係法令等を遵守し、物品の受入決定及び払出決定を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>																					



<p>(エ) 物品を売り払うときは、物品の不用決定をし、物品売払決定書を作成しなければならないが、これらを行わずに売り払っているものがあつた。</p>	<p>物品の売り払いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、郵便はがきについて、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>郵便はがきの管理に当たっては、関係法令等を遵守し、郵便切手と同様に受払簿を作成し、適正な事務処理に努めます。 なお、未作成となっていた受払簿を作成し、記録管理を行いました。</p>
<p>(カ) 公用車のホイールキャップを紛失し、新たに購入しているものがあつた。</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、部品等の紛失等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
<p>(キ) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、損傷があつた時点で報告がされず、リース車両の契約期間終了直前まで損傷の状況を把握していなかつたことから、返却に際し多額の修繕費用を支出しているものがあつた。</p>	<p>公用車の維持管理に当たっては、日頃から点検等の徹底を図り、適切な管理に努めます。</p>
<p>(ク) 危険薬品について、管理換又は保管換により適切な処理をすることができないと認めるときは、物品不用決定書によりその不用の決定をするものとされているが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>不要となった危険薬品の廃棄に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 劇物の管理において、毒劇物等の物品使用者は、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、今回記録管理を行っていない劇物については、廃棄処分としました。</p>
<p>(コ) 毒劇物の管理において、毒劇物等の物品使用者は、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、設備維持管理に用いる薬剤のうち劇物に該当するものについて、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>毒劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該洗浄剤については、関係法令等に基づき、適正に保管・管理するよう周知徹底しました。</p>
<p><b>(6) 工事（技術）に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 計画</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 道路改良工事において、車両の路外逸脱を防止する防護柵は、道路の供用開始前に施工する必要があるが、ガードケーブルの支柱のみを設置し、次年度にケーブルを設置することとして、供用を開始していることから、通</p>	<p>工事の実施計画策定に当たっては、安全対策の工事内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。 なお、防護柵については、平成25年</p>

<p>行車両が路外へ逸脱する危険があり、防護柵の施工時期が不適切であった。 (空知総合振興局)</p>	<p>度工事で設置しました。</p>
<p><b>イ 設計</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 河川改修工事において、河川断面の設計に当たり、掘削深さは、河川管理施設等構造令に基づき、橋脚基礎の上面以上で設計しなければならないが、改修工事区間に架かっている国道橋の構造等による設計条件の検討を行わず、橋脚基礎の上面より下で設計していた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、設計条件を十分検討した設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。 なお、指摘された箇所については、設計変更により不施工とし、平成25年度に、国道橋の構造等による設計条件の検討を行い、適切に対処しました。</p>
<p><b>ウ 積算</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (7) 道路工事において、橋梁下部工の積算に当たり、土砂を掘削し、埋戻す場合には、仮置きが可能な場所までの往復運搬費等を計上しなければならないが、これを計上しなかったことから、設計金額が1,598万1,000円過少となっていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件を十分把握し、的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(4) 河川工事において、水路工の積算に当たり、コンクリート製トラフの単価で積算しなければならないところ、土中埋設用のコンクリート製函渠の単価で積算したため、設計金額が908万2,500円過大となっており、契約金額が53万3,500円割高となっていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に係る単価の使用に当たっては、資材規格を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(5) 治山工事において、土工の積算に当たり、法切工と土留工に係る切土量及び盛土量を一部重複して計上したことや防砂マットの数量を必要以上に算定したため、設計金額が18万9,000円過大となっており、契約金額が15万6,450円割高となっていた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、設計図書等を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 農地整備工事において、用水路の盛土法面整形費の積算に当たり、新たな盛土の法面部を削り取って整形する場合は、削り取り整形歩掛りにより積算しなければならないが、既存の盛土に土を張り付けて法面部を整形する歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容に応じた積算となっているか十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(4) 道路改良工事において、工作物の積算に当たり、必要な土砂掘削費や土砂埋戻し費を計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(5) 道路改良工事において、凍上抑制層<sup>注</sup></p>	<p>工事の設計変更に係る積算に当たつ</p>

<p>の積算に当たり、コンクリート再生骨材で積算していたが、再生骨材の供給量が確保できないため設計変更する場合は、天然骨材のうち最も経済的なもので変更しなければならないところ、高価な切込砂利で積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。</p> <p>注) 凍上抑制層とは、凍結防止のために、路床を凍上を起こしにくい材料で置き換えた部分のこと。</p>	<p>では、設計条件を十分確認の上、経済的な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 漁港整備工事において、浚渫土砂注)に固化剤を混合する積算に当たり、適用できる歩掛りがない場合には、見積書を徴するなどにより新たな歩掛りを策定しなければならないが、これを行わず、施工内容と異なる安定処理工の歩掛りで積算しているものがあった。</p> <p>注) 浚渫土砂とは、港湾・河川等の底面に堆積した土砂等をさらって取り去った土砂のこと。</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛の適用及び施工条件に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(オ) 急傾斜地の災害防止工事において、斜面の土砂掘削工の積算に当たり、土砂を全て人力で掘削する積算としていたが、一部の土砂は斜面上部から機械による掘削が可能であったため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場条件を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(カ) 砂防工事において、矢板打込み費の積算に当たり、矢板を河川の兩岸それぞれで打込む場合は、矢板圧入引抜機の据付解体回数を2回としなければならないが、1回としたため、設計金額が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算基準の内容を十分に確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(キ) 道路改良工事において、舗装工の積算に当たり、車道の舗装幅は1.4mであり、かつ機械施工が可能であることから、機械施工の歩掛りを適用しなければならないところ、誤って人力施工の歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛りの適用に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(ク) 農地整備工事において、用水路の土工の積算に当たり、掘削残土の一部は次年度以降の整地工に使用することとして、用水路横に仮置きしていたが、必要のない残土処理のためのダンプトラックによる運搬費を計上したため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、工事内容に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(ケ) 草地整備工事において、牛舎及び堆肥舎の積算に当たり、仮設電力費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って積み上げ加算したため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(コ) 砂防工事において、鋼製枠えん堤工の積</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛の適</p>

<p>算に当たり、鋼製の枠組の中に石材を詰める施工費は、現場発生土砂から選別した100～300mmの玉石を詰め石として流用することから、見積りを徴し、新たな歩掛りを策定して積算しなければならないが、詰め石の寸法が150～300mm程度の石材を用いる標準歩掛で積算しているものがあつた。</p>	<p>用及び施工条件に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(サ) 河川工事において、仮設工の積算に当たり、仮締切り<sup>注1)</sup>に使用する大型土のうの数量は、2段積みの設計に対応する個数としなければならないが、1段積みの個数により積算したため、設計金額が過少となっているものがあつた。</p> <p>また、土砂運搬費の積算に当たり、運搬距離が短いことなどから、運搬車両に不整地運搬車<sup>注2)</sup>を使用する運搬として積算しなければならないが、ダンプトラックによる運搬として積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p> <p>注1) 仮締切りとは、河川など水中に構造物を造るときに、内部を排水するために、壁等で仕切って囲む仮設工のこと。</p> <p>注2) 不整地運搬車とは、不整地で荷物等を運搬するための特殊車両のこと。</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場条件を十分確認し、設計数量や積算基準の確認を十分に行うよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(シ) 客土工事において、客入土を敷均しする放下整理工の積算に当たり、客入土を幅4m、厚さ50cmの帯状に盛り均したのちに分散する場合は、標準歩掛りと施工条件が異なることから、見積りを徴するなどして新たに歩掛りを策定して積算しなければならないが、ダンプトラックで小山状態に放下した客土を均等に分散する歩掛りで積算しているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛りと施工条件の整合に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、平成25年度に施工実態調査を実施し、作業歩掛の解析を行った結果、標準歩掛値に対して大きな乖離がなかったことから、客土材をほ場に帯状配置した場合にあつても、標準歩掛を準用することとしました。</p>
<p>(ス) 農業排水路工事において、多自然型護岸工の積算に当たり、護岸面積等の数量は実延長により算出しなければならないが、工事起点と終点の測点の差を積算延長として算出したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、工事内容と積算基準を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(セ) 河川改修工事において、土砂運搬工の積算に当たり、ダンプトラックによる運搬費は、現場条件に応じて、運搬距離が0.3km以下の砂利道等に適用する歩掛りで積算しなければならないが、誤って0.5km以下の舗装道路等に適用する歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場条件を十分確認し、工事内容と積算基準の整合を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>(ソ) 河川工事において、締切り工の積算に当たり、鋼矢板を打込み、引抜くための圧入引抜機の据付解体回数は、打込み時と引抜</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算基準及び歩掛の適用に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積</p>

<p>き時の2回としなければならないが、誤って4回としたため、設計金額が過大となっているものがあった。</p> <p>また、大型土のうを製作した場所から設置場所へ運搬する運搬車に積込む費用は、見積りを徴して策定した単価などで積算しなければならないが、土のうを据付ける歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>算に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p><b>エ 施工</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>農業用水管路工事において、掘削して配水管を敷設するに当たり、掘削法面が、土質に応じた標準の床堀勾配より急な場合は、地山が崩壊するおそれがあるため、作業員を溝内に立入らせてはならないが、作業員を立入らせており、作業員に対する安全管理が不適切であった。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理を十分に行うよう関係職員及び受注者を指導し、適切な施工に努めます。</p> <p>なお、指摘された箇所については、直ちに土質に応じた標準の床堀勾配で掘削をして、安全性を確認しました。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(7) 道路改良工事において、横断排水路のふとんかごの施工に当たり、中詰材は、網目より大きな15～25cmの石材を使用しなければならないが、10～15cmの石材を使用しており、網目より小さい一部の石材が流出するおそれがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、共通仕様書に基づき施工するよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p> <p>なお、指導された箇所については、補修工事を行い改善しました。</p>
<p>(4) 道路改良工事において、海岸に設置する消波ブロックの施工に当たり、ブロック設置面の高さが設計図書と一致しない場合は、工事監督員の確認を求めなければならないが、これを行わず施工したことから、ブロック設置面が高い区間で、消波ブロックが出来形管理基準を超えた高さで設置されており、出来形の一部に適切でないものがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、現地と設計図書の整合を十分確認し、施工管理基準に基づき必要な施工管理を行うよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p>
<p>(ウ) 治山工事において、魚道工の施工に当たり、足場には、作業員の墜落を防止するための交さ筋交い<sup>注1)</sup>及び幅木<sup>注2)</sup>を設置しなければならないが、一部に設置しておらず、足場工の安全管理が不十分なものがあった。</p> <p>注1) 筋交いとは、足場の支柱の間に斜めに入れて足場の構造を補強する部材のこと。</p> <p>注2) 幅木とは、足場の通路の隙間からの墜落事故や物の落下事故を防止するために通路の両側に設置する板等の部材のこと。</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係基準等に基づき安全確保のための対策等を十分に行うよう関係職員を指導し、適切な安全管理に努めます。</p>
<p><b>オ 事務処理</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(7) 道路防災工事において、私有地を消波ブロック製作・保管ヤードとして施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があ</p>	<p>工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすよう関係職員を指導し、適</p>

<p>ったが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 農業用水路工事において、市道に横断函渠を埋設するに当たり、道路法に基づいて、道路管理者に申請を行い、道路の占用にかかる許可を受けるべきところ、必要な手続を行っていないものがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、必要な手続を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。          なお、道路の占用にかかる許可については、手続を行いました。</p>
<p>(ウ) 河川改修工事において、私有地を工事用仮設道路として施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わして、その使用条件等を特記仕様書に明示する必要があるが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係規程等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすとともに、関係書類を整備するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 農地海岸保全工事において、作業船への離岸堤ブロックの積込ヤードとして使用するため、道が管理する漁港区域等に盛土等を行うに当たっては、あらかじめ管理者に協議しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>工事の実施に伴う事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ関係機関と協議等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 漁港整備工事において、私有地を被覆ブロック製作・保管ヤードとして施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 漁港整備工事において、コンクリートブロックを製作後、海岸に据付けるに当たり、施工部分が水中に没することにより、完成検査時に行う出来形、品質の確認が著しく困難となるため、ブロック据付け前に中間検査を実施しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>漁港整備工事におけるコンクリートブロックの中間検査に当たっては、中間検査実施基準に基づき適切な中間検査を実施するよう関係職員を指導し、適切な工事の施工に努めます。</p>
<p>(キ) 橋梁補修工事において、橋脚補修工を施工するため、道が管理する漁港区域内の水域に仮栈橋を設置し、漁港施設に敷鉄板を敷設するに当たっては、あらかじめ漁港管理者に協議等しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>工事の実施に伴う事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ関係機関と協議等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>カ その他</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          (7) 道路改良工事において、すき取り土等を、仮置ヤードに保管するに当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、保管期間、目的等を明記した看板を設置する必要があるが、また、当該工事で利用できない場合のすき取り土は、関係市町村との協議が必要であったが、これらを行っておらず管理が適切でないものがあった。</p>	<p>道路改良工事において、すき取り土等を一時保管するに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に管理するよう関係職員を指導し、適正な管理に努めます。</p>

<p>(イ) 道路改良工事において、すき取り土等を、仮置ヤードに一時保管するに当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、保管期間、目的等を明記した看板を設置する必要があったが、これを行っておらず管理が適切でないものがあった。</p>	<p>道路改良工事において、すき取り土等を一時保管するに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に管理するよう関係職員を指導し、適正な管理に努めます。</p>
<p>(ウ) 河川改修工事において、再使用ができない既設の連節ブロックの一部をかごマットの中詰め材に再生利用する場合、連結線とブロックに分別解体するための取外し費用を計上するとともに、特記仕様書に連結線の処理方法を明示する必要があるが、これらを行っていないものがあった。</p>	<p>河川改修工事における建設副産物の処理に当たっては、施工条件を十分検討するよう関係職員を指導し、適切な積算及び事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 農道改良工事において、路盤工の設計に当たり、現場から40km以内に再資源化施設がある場合は、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、再資源化施設による供給の可否にかかわらず、路盤材料等にコンクリート再生骨材を使用することとされているが、天然骨材を使用することとしているものがあった。</p>	<p>工事の設計に当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>(オ) 河川改修工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整等を図ることとされているが、これを行わずに処分しているものがあった。</p>	<p>河川改修工事で発生する建設発生土の利用調整に当たっては、建設副産物適正処理マニュアル等に基づき、適切な利用調整等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b>  道路工事において、工事で発生する建設発生土については、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国、道などの機関で構成される地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行っていないものが複数見受けられた。  建設部では、協議会での利用の調整等について、建設管理部へ通知してきたが、部内における協議会との連絡調整や情報の登録に関する仕組みが不十分であることから、仕組みに関する適切な取扱いについて、検討する必要がある。(建設部に対する検討事項)</p>	<p>工事で発生する建設発生土の利用調整に当たっては、建設管理部内における協議会との連絡調整や情報の登録の仕組みに関する適切な取扱いについて検討した結果、建設管理部における土砂バンク担当者を明確に決めて協議会へ通知したことで、協議会との連絡調整を容易にかつ緊密に行えるようにしました。  また、土砂バンクを利用して建設発生土の有効活用を一層図るよう、土砂バンクの登録運用に関する資料を作成し配付するなどして、建設管理部担当職員へ改めて周知しました。</p>
<p><b>5 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  北海道競馬の経営は、「北海道競馬推進プラン」に基づき、インターネット発売や共同馬</p>	<p>平成25年度は「北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、安定した収支構</p>

券発売システムの運用などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めているところであるが、収支の差引き不足額が3億9,206万円となっており、累計の借入金も242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営の改善を図る必要がある。

(農政部)

造の確立に向け、魅力ある番組づくりや首都圏等へのレース情報の提供などにより、道外発売やインターネット発売の拡大を図るとともに、JRAとの相互発売の効果的な実施により徹底した収益確保に努めます。

具体的な取組については、次のとおりです。

[発売対策]

- ① 道内場外発売体制の充実・強化。
- ② 調教用坂路を活かした強い馬づくりの推進と魅力ある番組づくり。
- ③ 全国スポーツ紙の関東版・関西版への出稿などレース情報の積極的な発信。
- ④ JRAのネット投票システムを活用したホッカイドウ競馬発売の拡大。
- ⑤ 場外発売所 A i b a における J R A 馬券の発売。
- ⑥ 全国共通の共同馬券発売システムを活用した他場発売の拡大。

## 6 交通事故等が発生しているもの

### (1) 公用車の交通事故

#### 《指摘事項》

#### 賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、4部局で20件、822万212円の支出があった。

(部局名)	(事項数)	(金額)
石狩振興局	4件	1,557,998円
上川総合振興局	6件	3,914,076円
オホーツク総合振興局	7件	1,287,443円
釧路総合振興局	3件	1,460,695円

また、全損により、2部局で2件、残存価格151万8,251円の廃車があった。

(部局名)	(事項数)	(金額)
石狩振興局	1件	493,500円
オホーツク総合振興局	1件	1,024,751円

なお、これらの交通事故のうち、リース車両の事故において、契約の相手方との十分な協議や費用の検討を行わずに、同車両の残存価格を超える金額で修繕を行ったものが、1部局で1件あった。(上川総合振興局)

公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。

また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取り組みを強化しています。

今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、109件、3,680万5,390円の支出があった。(警察本部)

公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意



	識の高揚を図り、事故の防止に努めます。						
<p><b>《指導事項》</b>  <b>賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの</b>  公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、13部局で35件、972万2,911円の支出があった。</p> <table border="0"> <tr> <td>(部局名)</td> <td>(事項数)</td> <td>(金額)</td> </tr> <tr> <td>総合振興局等 全13部局</td> <td>35件</td> <td>9,722,911円</td> </tr> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	総合振興局等 全13部局	35件	9,722,911円	<p>公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取り組みを強化しています。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)					
総合振興局等 全13部局	35件	9,722,911円					
<b>(2) その他行政事故等</b>							
<p><b>《指摘事項》</b>  <b>ア</b> 高等学校柔道部の合同合宿での練習試合において、傷害事故が発生し、賠償金として、1件、1億3,931万8,808円の支出があった。  (教育庁)</p>	<p>生徒の部活動中における事故防止に当たっては、学校への指導通知、教職員研修での指導等により周知徹底を図り、安全管理の徹底に努めます。</p>						
<p><b>イ</b> 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、6件、1,419万8,485円の支出があった。  (警察本部)</p>	<p>職務執行中における行政事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>						
<p><b>ウ</b> 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、5件、205万5,205円の支出があった。  (警察本部)</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止については、確実な点検による早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。</p>						
<p><b>《指導事項》</b>  <b>ア</b> 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあつた。</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、関係課と協議しながら適切な管理に努め、事故の防止に努めます。</p>						
<p><b>イ</b> 漁港道路の排水溝の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあつた。</p>	<p>漁港道路の管理に当たっては、漁港パトロール等による不具合の早期発見、早期補修を徹底し、事故の防止に努めます。</p>						
<p><b>ウ</b> 河川の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあつた。</p>	<p>河川の管理瑕疵による事故防止に当たっては、点検の強化による早期の状況把握及び対応を徹底することにより、</p>						

	<p>事故の防止に努めます。</p> <p>なお、平成24年度において、札幌建設管理部管内の河川について河畔林の緊急調査を行い、樹木の繁茂状況等の確認を行うとともに、今回倒木事故のあった河川については危険木判定を行い、危険木と判定した樹木を伐採しました。</p>
エ 共通乗車券（タクシーチケット）の亡失事故が発生し、券片1枚を紛失しているものがあった。	共通乗車券（タクシーチケット）の取扱いに当たっては、関係会計法令等を遵守し、適正な管理に努めます。
オ 灯油漏洩事故が発生し、処理費用等の損害があった。	学校施設等の維持管理に当たっては、日常点検等の実施や火災防止通知等により徹底を図り、適切な管理に努めます。
<b>7 その他是正又は改善を求めたもの</b>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>(1) 公衆浴場営業不許可処分に係る損害賠償請求があり、示談の結果、賠償金として、1件、2,657万2,967円の支出があった。 (保健福祉部)</p>	公衆浴場営業許可等の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
<p>(2) 身体障害者手帳の交付において、身体障害者手帳発行システムの不具合を認識していたにもかかわらず、長期間、改善を行うなどの必要な措置を行わず、誤った障害種別で認定した身体障害者手帳を交付したため、相手方に損害が生じ、賠償金として、5件、4万5,610円の支出があった。 (保健福祉部)</p>	身体障害者手帳発行等の事務処理に当たっては、システムの改修等必要な措置を行い、適正な事務処理に努めます。
<p>(3) 単価契約を行う専決権限を有する職については、空知総合振興局事務決裁細則で定められているが、複写機の保守サービス等に係る単価契約に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。 (空知総合振興局)</p>	単価契約の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。
<p>(4) 証人等に旅行を依頼し、及び証人等に支給する旅費を承認する権限を有する職については、留萌振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものが、2件あった。 (留萌振興局)</p>	証人等に対する旅行の依頼及び証人等に支給する旅費の承認に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。
<p>(5) 臨時職員を任用する権限を有する者については、オホーツク総合振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものが、3件あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	臨時職員の任用決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。
<p>(6) 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額等については、オホーツク総合振興</p>	支出負担行為等の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を有す

<p>局事務決裁細則で定められているが、議会の議決を要する契約に係る支出負担行為などに関して、権限を有しない者が専決しているものが、2件あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>る職及び上限額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額については、十勝総合振興局事務決裁細則で定められているが、公有財産の取得に係る支出負担行為に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>支出負担行為等の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を有する職及び上限額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(8) 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額については、北海道立漁業研修所事務決裁細則で定められているが、負担金や役務費の支出に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。 (漁業研修所)</p>	<p>支出負担行為等の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を有する職及び上限額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (1) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、翌月末日までに、会計管理者に提出しなければならないが、これを作成していないものがあった。</p>	<p>前渡資金の支出事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 収入証紙の取扱いについて、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>収入証紙の取扱状況の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b> 道立養護学校分校教頭の支出負担行為に関する権限については、各養護学校の策定した分校教頭専決規程等において定めることとしているが、教育庁において、道立養護学校分校における財務事務等の取扱いを変更しておらず、各分校では、当該規程等に定めがないにもかかわらず、分校教頭が、需用費や役務費等の支出に関して、専決していることから、分校教頭の専決規程のあり方について、検討する必要がある。 (教育庁に対する検討事項)</p>	<p>養護学校分校における支出負担行為に当たっては、「道立学校の維持及び運営に係る経費に関する教育局事務決裁規程(準則)」を改正し、養護学校分校教頭の支出負担行為権限を専決事項として明らかにすることとしました。</p>

2 公営企業会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p><b>1 合規性の観点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>(1) 収入に係る事項</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>            医業未収金について、滞納金を指定期限後に収納したときには、延滞金の仮調定を行い、未収金整理簿に確定年月日及び確定額を記入することとされているが、これが行われていないものがあった。</p>	<p>滞納金を指定期限後に収納した際の延滞金の仮調定、未収金整理簿への確定年月日及び確定額の記入については、定期的に記載漏れ等の点検を行い、再発防止に努めます。</p>
<p><b>(2) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 旅費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>            赴任旅費の支給において、扶養親族でない者を扶養親族移転料の支給対象としたことから、過払いとなっているものが、1件、11万7,106円あった。            また、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、9,910円あった。            (羽幌病院)</p>	<p>赴任旅費の支給については、前所属の関係書類を十分確認するとともに、出納局が開催する財務事務に係る研修会に参加するなどして、旅費に関する関係法令等の理解の促進を図り、適正な事務処理に努めます。            なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p><b>《指導事項》</b>            赴任旅費の支出において、特段の理由もなく支出事務が遅延しているものがあった。</p>	<p>赴任旅費の支出については、支出事務が遅延しないよう速やかに事務処理を進めるとともに、複数人で確認処理するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b>            診療業務応援に伴う医師等の旅費の調整については、宿泊施設等を利用した場合、宿泊料を徴するか否かにかかわらず、滞在日数により日額が一律に定められているが、宿泊料を徴しない医師宿舎を利用した場合と宿泊料を徴する宿泊施設等を利用した場合において同じ日額を支給することは、旅費の支給の適正性や公平性が十分に確保されているとは言えないことから、旅費の調整方法について、検討する必要がある。            (保健福祉部に対する検討事項)</p>	<p>診療業務応援に伴う医師等の旅費の調整については、医師等の派遣の実態を踏まえ、適正な支給に努めます。</p>
<p><b>イ 委託料</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>            除排雪業務委託の支払において、委託期間の最終月における稼働時間に端数が生じた場合は、30分以上の場合は1時間としなければ</p>	<p>除排雪業務委託の支払については、受託業者からの請求書が契約内容に沿って適切な請求がなされているかについて十</p>

<p>ならないが、これを行わなかったことから、未払いとなっているものがあつた。</p>	<p>分確認を行い、適正な事務処理に努めます。          なお、未払分については、支給の処理をしました。</p>
<p><b>ウ 使用料及び賃借料</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          共通乗車券の管理において、乗車券を管理する取扱責任者は、原則として総括担当主査又は代表係長とされており、乗車券管理者は、あらかじめ一般決定書で取扱責任者の職・氏名を指定しなければならないが、この指定を行っていないものがあつた。</p>	<p>共通乗車券の乗車管理者については、一般決定書で取扱責任者の職・氏名の指定を行うとともに、指定替え等の一覧表を整理し、特に人事異動時期においては決定漏れがないよう十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(3) 契約に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 委託契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>          産業廃棄物収集運搬処分業務に係る入札の執行において、単価の一部について予定価格を超えて契約を締結していた。          また、検査試薬の単価契約において、見積書に記載された金額と異なる金額で契約を締結しているものがあつた。          さらに、衛生材料の単価契約に係る予定価格調書の作成において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格とし、また、予定価格を超えて契約を締結していた。          (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>入札については、入札執行者、補助者、記録者、立会人の相互の確認を徹底し、適正な執行に努めます。          また、単価契約の締結については、見積徴取後の決定内容及び契約内容について、複数人で確認するなどして、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。          さらに、品目数の多い衛生材料等の単価契約に係る予定価格調書については、記載誤りが起こらないよう、積算書の様式を見直し、予定価格の表記を分かりやすくするなどして、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>          予定価格調書を作成する契約の起工決定書等においては、積算書等における積算・設計金額の決定について、起工決定書等とは別に行い、起工決定書等の決裁に当たっては、積算書等を添付しないこととされているが、これらが行われていないものがあつた。</p>	<p>予定価格の決定については、平成25年度の契約事務から起工決定書等とは別に積算書等における積算・設計金額の決定を行っており、今後も適切な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ その他の契約</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          寝具類の賃貸借契約に係る一般競争入札の告示において、消費税及び地方消費税を滞納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の提出を求めることなく資格審査を行っているものがあつた。          また、寝具類の納品があつた場合には、検査を行わなければならないこととされているが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>入札参加資格の審査については、資格要件を添付書類で十分確認し、今後このようなことがないように十分注意し、適正な事務処理に努めます。          また、寝具類の納品検査においては、納品の都度検査を実施します。</p>

<p><b>(4) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 固定資産等</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 固定資産の管理において、事業資産である病院庁舎の使用を許可したときは、固定資産使用許可簿を備えなければならないが、これを作成していないものがあった。  また、公宅を借り上げたときは、借上公宅台帳を備えなければならないが、これを作成していないものがあった。</p>	<p>固定資産の記録管理に当たっては、忘失なきよう使用許可及び借上公宅の承認と同時に作成することとし、適正な管理に努めます。  なお、当該台帳等については、整備を行いました。</p>
<p>(イ) 固定資産である器械備品において、会計管理者は、随時その現況を調査し維持、保存状況等や固定資産台帳等と符合しているかなどに注意しなければならないが、更新を目的とした器械備品の購入に当たり、既存品を固定資産台帳等に登載していなかったことから、不用の決定をするなどの所定の手続を行うことなく廃棄しているものがあった。</p>	<p>器械備品の固定資産台帳での管理については、当年度購入分を年度末に物品購入決議書と固定資産台帳で確認することで台帳登録の失念防止に努め、適切な管理に努めます。</p>
<p><b>イ 物品</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  棚卸資産を購入する場合は、その内容を記載した決議書により行わなければならないが、これを作成することなく購入しているものが、37件、105万2,093円あった。  また、購入の中止及び数量の変更に伴う決議書の変更を行っていないものや、単価契約の契約単価が変更されたのに変更前の単価により決議しているものがあった。  さらに、棚卸資産を購入したときは、検査員が検収しなければならないが、これを行っていないものがあった。  (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>棚卸資産の購入については、貯蔵品購入事務が多いため、購入決議書の作成や、作成後の変更中止といった事柄を確認する体制が不十分であったことから、今後、日々の購入決議については、10日間ごとに物流システム（SPD）受託業者のデータと照合し、購入中止や数量変更などの確認を行うとともに、毎月、契約業者から請求内訳を徴し、購入決議書と照合確認するなどして、適正な事務処理に努めます。  また、棚卸資産の検収については、毎日、倉庫に納品される時間帯において、検査員が検収を行います。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  貯蔵品の棚卸経理においては、貯蔵品受払簿と、これと関係のある他の帳簿とを照合し、正確な残高の確認に努めなければならないが、平成23年期末に行った棚卸表と貯蔵品受払簿の貯蔵品の残高が相違しているものがあった。</p>	<p>貯蔵品の棚卸経理については、事務処理の漏れが生じないように年度末の事務処理チェックリストを作成し、貯蔵品受払簿及び棚卸表と現物を確認するなどし、正確な残高の確認を行います。</p>
<p><b>2 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  (1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が13億1,203万9,464円となっており、累積欠損金は723億2,128万9,500円と多額と</p>	<p>病院事業の経営については、多額の累積欠損金を抱え、大変厳しい状況となっており、経営改善が喫緊の課題となつて</p>

<p>なるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>いることから、平成25年3月に、今後の5年間の道立病院の経営改善の指針となる「新・北海道病院事業改革プラン」を策定しました。</p> <p>新プランは、本道の厳しい医療環境の中で道立病院が求められている役割を果たす上で重要な医療機能の確保を図るとともに、収支均衡に向けて取り組み、安定的で継続した地域医療体制を構築することを目的としており、その実現に向け取り組んで参ります。</p> <p>また、各病院においては、経営推進会議を毎月1回開催するなどして、収益の確保や費用の縮減に向けて様々な取組を行っているところであり、今年度からは、この会議に本庁職員も出席するなど、本庁、病院が一体となって、より一層の経営改善に努めます。</p>
<p>(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が5,654万3,556円と2年連続の黒字決算となったところであるが、なお累積欠損金は201億1,907万6,855円と多額となるなど、厳しい経営状況にある。</p> <p>このため、経営健全化計画の数値目標である経常収支比率の維持・確保に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (企業局)</p>	<p>工業用水道事業の一層の経営健全化を図るため、需要の開拓に関しては、「工業用水需要開拓促進委員会」を通じて企業誘致部局などと連携を強化し、工業用水の水質などを積極的にPRするとともに、未操業企業等に対するアンケート調査の結果を基に、工業用水の優位性について個別訪問による営業活動を実施しているほか、従前の石狩工水に加え、新たに苫小牧工水でも受水企業や食品製造企業等を対象とした施設見学会を実施するなど、取組を強化しているところです。</p> <p>また、経営については、3年連続の黒字決算となったものの、依然として累積欠損金が多額で厳しい状況にあることから、外部有識者で構成する「経営評価委員会」における経営改善方策に係る提言等を踏まえつつ、需要の拡大に積極的に取り組むとともに、経費の節減などにより、経営健全化計画の数値目標である経常収支比率が引き続き達成できるよう経営の改善に努めます。</p>
<p><b>3 交通事故等が発生しているもの</b></p>	
<p>(1) 公用車の交通事故</p>	
<p>《指導事項》 賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの</p> <p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1部局で1件、40万1,282円の支出があった。</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、綱紀保持の通達や交通事故等防止についての通知等で注意を喚起するとともに、各種会議や職場研修を通じて、職員の交通安全の啓発に取り組んでおります。</p>

	<p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めます。</p>
<p><b>(2) その他行政事故等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  医療事故が発生し、和解金として、1件、300万円の支出があった。  (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>医療事故防止については、医療安全推進室を中心にリスクマネジメント委員会(月1回開催)を設置し、医療安全対策を推進するとともに、職員に対しては、医療事故防止に関する広報及び研修会を開催するなど、今後とも医療事故防止の徹底に努めます。</p>
<p><b>4 その他是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  医療機器装置の賃貸借契約において、債務の確定したもので年度末までに支払できない経費は未払計上しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>債務の確定したもので年度末までに支払できない経費については、その対象を十分確認の上、未払計上漏れがないよう、適正な事務処理に努めます。</p>